

奈良・平安期の村落形態について

金田 章 裕

【要約】 律令期前後の村落に言及する時、村落の起源のみを考察して事足りりとし、村落形態については現景観をそのまま溯及させて想定するといったように、景観が固定的に把握されている場合が多かった。しかし、両者は必ずしも一致するものではない。本稿ではまず、村落を構成する重要な景観要素である住居などの建築物をとりあげて、可能な限り具体的事例の追求につとめた。その結果判明した諸事実は、奈良・平安期の村落に関する従来の通念にかなりの修正をせまるもののように考えられる。

史林 五四巻三号 一九七一年五月

はじめに

地理学において村落をとりあつかう場合、まず問題とされてきたのはその形態である。前世紀既にマイツェンが形態分類をし、各形態の起源を異なる民族に求めた事^①が後の研究に与えた大きな影響は改めて述べる必要がないであろう。しかし水津一朗氏の指摘にもある如く、マイツェンが研究の大前提とした村落及び耕地の形態の歴史的不変性には種々の留保条件が必要であることも今や論を待たないで

あろう。^② ヨーロッパにおける七・八世紀以後の集村化現象及びそれに伴う耕地の再編成^③或は十四・十五世紀における廢村現象^④といった事実の判明は、景観が固定的にとらえられるべきでない事、換言すれば発生学的考察の重要性を示すものである。^⑤

一方、日本における村落の研究は、集村と散村の各典型的な例である奈良盆地や砺波平野を中心に進められてきたが、依然として十分な事実が明らかになつたとは言いがたい。砺波散村については既に述べるところがあつたが、本稿で

は典型的な集村の卓越する畿内平野部を主たる対象とする。以下の研究は景観発展のプロセス解明の基礎作業の一部であり、導き出される結論も作業仮説の域を出るものではないがここに提示して批判を仰ぎたいと考える。この本稿の立場はヘーヴェルマンの言う歴史的発生的研究に相当することになり、基本的にはシュリユーター以来の景観論の視点に導かれるものである。景観論の研究史及びその理論的整理は水津氏の一連の論文に詳説されている。本稿の詳細な目的は以下に述べるが、その骨子は、藤岡謙二郎氏及び谷岡武雄氏が進めてきた景観変遷史的研究をはじめとする歴史地理学の既往の方法に多くを依りつつも、極力景観の固定的把握を避け、可能な限り具体的にしかも時期の明らかな景観要素を追求することにある。

一 奈良、平安期村落形態研究の

問題点と方法

1 既往の研究の視角と問題点

古代の村落形態に関する最初の画期的研究は昭和七・八年における米倉二郎氏の二論文であらう。米倉説は条里制

プランの里、里程としての里、村落単位としての里が一致すると想定し、小牧実繁氏の主張^⑩及びマイツェンの景観概念をふまえて、滋賀県湖東平野の旧十里村等の実測により平安京と同じ四行八門の宅地割を伴った三〇戸からなる計画的村落の存在を推定したものである。後年その表現は徐々に修正されたが、米倉説以後古代村落の代表的形態が条里式計画集村であると考えられている如くである。

これに対し昭和二十六年、谷岡氏は村落位置と村落形態の持続性を問題とし、奈良盆地の二村落を検討した。旧乙木村では持続を強制する因子の欠如により形態・位置共に変化しているが、旧膳夫村では環濠集落であった為比較的古い形態をよく残しており、しかも成立が大化前代にまで溯る可能性があるとしている。米倉説については肯定も否定も困難であるとしているが、その証明不十分な点についての批判は広く受け入れられているようである。

このような条里式村落をめぐる議論においてはしかし、村落の起源と村落形態の起源が時に混同されているように思われる。景観が必ずしも固定的にとらえられるべきでないことは前述の如くであり、村落の起源と村落形態の起源

は別途に証明を要すると考えられる。村落の位置と形態の持続性という重要な問題点に注目した谷岡氏のとりあげた事例にあっても、検討の基礎は文永年間(一一六四)―一二七四)の「乙木庄条里坪付図」と永正十二年(一一五五)の「膳夫庄差図」であって、それ以前における変遷の有無は不明としなければならない。

ところで米倉説における条里式村落の証明が現存村落の形態からそのまま試みられたように、その形態は基本的に畿内平野部に分布するコンパクトな集村と同様のものがある。しかもそれらには所謂環濠集落の形態をとるものが多く、条里式村落の視点が環濠集落研究と深く関連するものであることは藤岡氏の詳説するところである。環濠集落起源論争は堀部日出雄氏が環濠と村落の起源とを分離した上で環濠の中世起源説を提示し、ほぼ定説の地位を占めたようにみえる。しかし氏は中世における環濠形成以前の村落形態については直接言及していない。ここでは藤岡氏が多数の事例の踏査を通じて環濠集落内部に袋小路等の中世的な要素が多い事を明らかにし、米倉説の拠る旧十里村についても同様の指摘をしている事に留意しておきた

い。このような環濠集落の成立については、渡辺澄夫氏による大和国若槻庄の研究が重要である。若槻庄については後に詳述するが、十四・十五世紀における集村化と環濠形成の事実は注目に価するものであり、摂津国垂水庄についても同時期に類似の現象が指摘されている。しかしながらこれらの分析の中心は鎌倉期以降にあって、米倉説等律令制下の村落をめぐる議論と十分かみ合う為には平安期の空白は余りに大きいと言わねばならない。

一方、条里式村落が問題とされる時期には自然村落という概念も使用されている。主として村落制度或は村落の史的性格に関連する論考に使用されてきたものであり、岸俊男^②、宮本敦^③、島田次郎^④各氏によって整理されている。自然村落の語が必ずしも地理学的に明確に定義付けられて使用されている訳ではないが、現在の畿内に卓越するようなコンパクトな集村が背後に想定されている事が多い。前述の米倉氏の場合にあっても類似のあいまいな使用がなされている事は渡辺久雄氏の指摘するところである。

このことは個別庄園をとりあげた研究においても同様である。奥田真啓氏の研究以来古代村落研究に大きな比重を

占めてきた東大寺領越前国道守村の場合には、開田図に「百姓家」と記載された坪の内部がどの程度に充填されていたのかは不明のまま集村が想定されていたように思われる。村落内部における家屋の分布密度を改めて考える必要がある。時代は下るが東大寺領襟庄、大乘院領出雲庄等の研究においても、単に現集村の位置にその比定がなされているのみである。これらに関しても、疎塊村と表現すべき村落形態であったことが既に判明している一乗院領池田庄とともに、集村化現象との関連をも含めて再検討すべき余地が残されている。

2 目的と方法

右に指摘した問題は略次の四点に要約される。①従来の研究では景観が固定的に把握される事が多く、しばしば村落の起源と村落形態の起源が混同されていた。②律令制下の村落について議論される一方、鎌倉期以後を中心とした研究も多いが、その間の空白が村落形態については意外に大きい。③自然村落というあいまいな概念が使用され、村落の広がりや内部の充填の状態が検討されないままに漠然と集村が想定されていた。④所謂集村化現象は鎌倉期以

後の顕著な二事例が指摘されているが、さらに検討を加える余地が残されている。

第一の問題点はとりわけ重要であり、本稿では年代の明示された、しかも村落形態の考察が可能な具体的記載のある史料を援用することにより克服したい。奈良・平安期の文書史料を中心とした以下の考察は、第二にあげた地理学的村落研究の空白部分を埋めることになる。村落形態を明らかにする為には、各屋敷地の立地・配置・面積といった村落の内部と、その全体的な規模が明らかにされねばならないが、そのような両面からの検討が第三点を解明する。

以上の視点から具体的事例を追求する事によって第四点も自ら判明するであろう。その際史料の可能な限り正確な現地比定が必要となるが、以下の考察に際しては条里制プラン復原に再検討を加えるとともに、各事例につき市町村役場所蔵の明治中期の地籍図を参照し、一万分の一空写真の実体視による分析及び現地調査を行った。

ところで、畿内平野部に広範囲に残存する条里遺構は本稿の考察に大きな便宜を与えるものであるが、従来この一町方格内部の土地利用について、村落形態以上に固定的に

考えられた傾向が認められる。奈良・平安期の土地利用については稿を改めて論証する必要があるが、当面次のような事実を指摘しておきたい。寛弘三年の「大和國弘福寺牒」に記された弘福寺領の坪付には、本来田図に記載されていない部分であり、公田等以外の荒地等を示すと解されている「无色无図」なる土地多数を含んでいる。例えば広瀬郡二十一条五里の二十八カ坪の内十五カ坪に无色・無図の注記のある土地が含まれており、それらの土地は寛弘三年・長和二年・永承五年・延久四年のいずれの年にも耕作されていないなかったと考えられる。しかもこの広瀬郡二十一条五里に相当する部分は大和高田市街北部の標高約52mの沖積低地に当り、盆地中央部に卓越した条里遺構地帯の一部である。類似的現象は弘福寺領山辺郡九条六里付近にも認められるところであり、当時の田畑中にしばしばそのような耕地以外の部分が存在していた事に注意しておきたい。吉田晶氏は平安期に開発の対象となった「田代・畠代」と呼ばれる開発予定地が、畿内に比較的近い、いわば中間地帯の条里制施行地内部に残っていた事を指摘しているが、程度の差こそあれ、当時の耕地が非耕地をしばし

ば介在していた事は畿内平野部においても同様であった可能性が高い。しかもこの耕地が後世の如く毎年繰り返し耕作されていたものとは限らない事は、既に戸田芳実氏の実証するところであり、前述の弘福寺領広瀬郡の場合でも四カ年の平均耕作率は六〇％に満たない。ともあれ本稿においては、条里制に規制された耕地といえども安易に今日と同様のものを溯及させるべきではない事を強調するにとどめたい。

尚、以下の論旨を明確にする為に村落形態に関連する用語を一応次の如く定義して使用する。すなわち九戸以下で構成される小規模なものを小村、一〇戸以上がコンパクトに集まっている場合を集村、一〇戸以上が何らかのまとまりをもっていてもその間に耕地を介在しているようなルーズな場合を疎塊村と表現する。又、孤立荘宅と表現するものは必ずしも散村と同義ではなく、史料制約から空間的確認ができないまま、単に孤立した一カ所の屋敷の存在を示す場合が多い。

以下、面積の表現に使用する「段」はすべて三六〇歩を一段とするものであることも断っておく。

本稿においては、計画的宅地割の施行された事の判明している平安・平城各京域内^⑤については当面考察対象から除外する。

二 家地の立地・配置・面積

1 家地の立地と四至

「平安遺文」・「大日本古文書」には、家地の売買・相博に関連する文書數十通が収録されている。これらの文書史料には家地の面積・四至等の具体的記載があり、しかも多くの場合条里の記載もあって現地比定が可能である。従来地理学側からほとんど採りあげられることのなかったこの種の史料は、八世紀から十二世紀にかけての村落形態を知り得る貴重な足掛りとなるものと考えられる^⑥。管見の事例を逐一検討していくことから始めたい。

(1) 山城国葛野郡

葛野郡の条里プランは福山敏男氏によって復原され、それが米倉^⑦・宮本^⑧両氏にも踏襲されている。葛野郡班田図と一致し、広隆寺資財帳の復原とも矛盾しない坪並及び「五条荒蒔里の十五・十六・十七坪の南辺が今日の広隆寺の南

大門と一致する様にして南北の方向への位置を定め、平野神社の近接地に当るべき九条荒見西河里の二十四坪が大体荒見川の西岸で」あるようにするのは妥当であるが、図示された福山説には次の如き欠陥を伴う。すなわち京都市右京区山田「四ノ坪・六ノ坪」の位置と矛盾し^⑨、後述事例一の家地に「限北谷川」とあるにもかかわらず、同家地所在坪と西芳寺谷川との間には約一町の距離があつて微地形条件を考慮しても説明がつかない。

そこでこれらの矛盾をなくすようにプランを復原すれば第1図の如くなり、三条の西界線はほぼ広沢池西岸に相当する。この復原は広隆寺資財帳^⑩にみえる小字名「松本田・荒木田・川所田」が現在の小字名「松本町・荒木町・川所町」とも一致することにより傍証される。以上の如き復原に従つて考察を進める。

(事例1) 三条大豆田里二十一坪(第1表・文書1。以下番号のみを記す)

同坪は現在の京都市右京区松室荒堀町に当り、明治中期には第2図の如き土地利用であった。貞元三年(九七八)に「寝殿一字・土屋一字」等が建てられていた家地四段二四

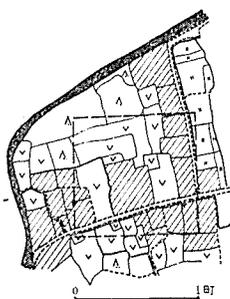
第一表 家地関係文書

5	4		3				2			1		文書		
	B	A	E'	E	D	C	B	A	C	B	A			
弘仁八・八一七	貞観七・三・二二三 (八六五)	延暦一九六・二二 (八〇〇)	"	齊衡二(調)四・二 (八五五)	嘉祥四・二二七 (八五二)	嘉祥二・一一・二〇 (八四九)	嘉祥二・七・二九 (八四九)	承和三・二・一五 (八三六)	寛弘七・二・二〇 (一〇〇〇)	天曆一〇・八・一六 (九五六)	寛平八・二・二五 (八九六)	寛弘二・二・二四 (一〇〇五)	貞元三・二・一三 (九七八)	年 (西暦) 月 日
三段	六段	六段	野南段 南家(葛)	野北宅 北家(葛)	二〇〇歩	一段	二四五歩	一段	二段	一段三三〇歩	一段三三〇歩	四段二四〇	四段二四〇歩	面 積
公田	秦浄山家并田	秦浄山家并田	中垣	中垣	秦介吉地	秦介吉地	秦殿主地	秦殿主地	本願寺地	秦乙刀自地	秦乙刀自地	谷川尻并門地	谷川尻并門道	東 四
三普宿禰姉家公田	田并深草檜原	田并深草口原	道	中垣	秦永岑家門地	道	道	秦殿主地	妙法寺地	秦子乙丸地	子乙丸地	存宿	存宿	西
秦忌寸禰羅家	宮畠并田	宮畠并田	道	溝	秦氏地	殿主地	殿主地	秦殿主塚	岡岸際	秦有世地	秦有世地	谷川	谷川	南
秦忌寸相苾大初	仲正六位上城原連三	仲正六位上城原連三	中宮少録秦永岑	知事秦永成	女宛)女子葛野真(相)	女宛)女子葛野真(相)	女宛)女子葛野真(相)	女宛)女子葛野真(相)	女宛)女子葛野真(相)	女宛)女子葛野真(相)	女宛)女子葛野真(相)	女宛)女子葛野真(相)	女宛)女子葛野真(相)	北
從七位下三普宿禰	從七位下錦部連	從七位下錦部連	如秦永成	如秦永成	如秦永成	如秦永成	如秦永成	如秦永成	如秦永成	如秦永成	如秦永成	如秦永成	如秦永成	亮 人
板屋三字			宇馬屋	宇馬屋	宇馬屋	宇馬屋	宇馬屋	宇馬屋	宇馬屋	宇馬屋	宇馬屋	宇馬屋	宇馬屋	買 人
山城園紀伊郡司解案	僧海遠宅地施入狀案	山城園紀伊郡司解案	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	(備 考)
一四三	一四六	一八												文書名 平安遺文卷号

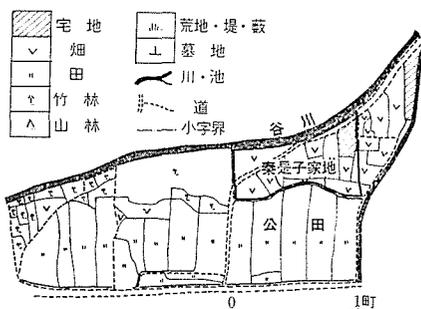
奈良・平安期の村落形態について (金田)

14		13		12	11	10			9							
	B	A			C	B	A	K	J	I	H	G	(F)	E	D	
永方二・三・三六 (二二六六)	久寿三・三・三六 (二二五六)	大治五・三・七〇 (二二三〇)	永保二・五・七二 (二〇八二)	寛平三・四・一九 (八九九)	"	"	保元三・二・二四 (二一五八)	延久五・一・二二 (二〇七四)	長保四・六・一三 (一〇〇三)	長徳元・一〇・五 (九九五)	永延二・三・一〇 (九八八)	永延二・四・一九 (九八八)	寛和三・二・一三 (九八七)	寛和三・正・七七 (九九七)	天元三・二・七 (九八〇)	
二段	二段	二段	二町	三段二〇歩	一段二〇歩	一段	一段	一段二〇歩	三〇〇歩	三〇〇歩	三〇〇歩	三〇〇歩	三〇〇歩	三〇〇歩	三〇〇歩	
	仲垣	仲垣	石墓八木寺地	伊勢明子地	畔	際目	際目		"	海印寺座主地		海印寺座主御		故定春地	僧定春地	
	壇并近領	壇并近領	主地	伊勢管仁地	際目	際目	際目		"	公田并畔		公田并畔		公田并畔	畔	
	財三子領	財三子領	公田	榎橋町	畔	畔	畔		"	公田		公田		公田	公田	
	畔并垣	畔并垣	桜井家主氏山	公田	際目	際目	際目		"	僧敬湛地		僧敬湛地		僧敬湛地	僧定春地	
僧院寛		僧経実	伊務朝臣					僧慶縁	東大寺都羅那	河内説師賢信		大法師慶泉		高橋朝臣益三	丸部太平(相亮) 物部あ福□	
									寺知亦明円	威徳師		大法師法春			高橋経三	
	「北畔本」	「北畔本」	便宜要門田二町三 段七〇歩(坪付あり)						"	便宜要門田(坪付あり) 計九段三〇〇歩		"	便宜田(坪付あり) 計九段三〇〇歩	便宜田(坪付あり) 計九段三〇〇歩		
僧院寛家地売券 (一〇五〇四二)	僧某家地等売券 六一二八三三	僧経実家地売券 五一二二五四	大和国僧某家地売券案一 四二二九一	大神郷長解号一七七八	"	"	臨原仲子家地田島讓状 六一二九六四〇二九六六	僧慶縁家地売券 三一〇九五	東大寺都羅那某家地売券 二一四二二	河内説師賢信家地売券 二二一三六一		大法師慶泉家地売券 二一三三二一	勅修寺別当家地売券 二一三三一九	高橋経三家地売券 二一三三三三	丸部太平家地売券 二一三二七	

		20		19			18		17	16	15			文書	
A	B	A	C	B	A'	A	B	A			D	C	B	A	年 (西月歷)日
天平宝字四・一一・一八(七六〇)	寛和三・二・一九(九八七)	天元五・五・八二(九九二)	天曆一・八・一五(九五七)	天曆五・五・二(九五二)	延喜一・三・二三(九一二)	延喜一・三・二三(九一二)	保延六・六・六(一一四〇)	延喜一・三・二三(九一二)	貞観二・四・二三(八七〇)	天治二・八・一三(一一二五)	天曆六・二・二五(九五三)	保安二・七・二二(一一二一)	正暦二・一〇・二三(九九一)	天延二・七・三(九七四)	年 (西月歷)日
三町六段二四九步		二二段	二〇步	二〇步	一段	二〇〇步	二段	一段	熟地三段一八〇歩栗林	一段	四段九〇歩	三段	四段二〇〇歩		面
小道	公田并追田		"	畠大養真葛地公田			畔		山垣		安夷地 法隆寺大法師	中垣并際目	"	源香子地并中	東
谷	神通寺田		"	公田			際目		道		中道并垣	中垣	"	内蔵遠正子地	西
小道	中		"	畔			際目	石川朝臣貞主地并紀氏神地			長田宅垣	中垣	"	東院西香道木堂地	南
道	湯河		"	公田			畔	中道并畔			中垣并故安若	中垣	"		至北
安宿王			置始連乙連	石見按正六位上平朝臣忠信			散位当麻为連	石川朝臣貞子			法隆寺大法師安夷		法隆寺法師	法隆寺僧玄耀	充人
都維那僧等費			藤原基連	置始連乙連				從七位上守少判事紀朝臣春世				法隆寺僧玄耀	法隆寺僧玄耀	買人	
變甲倉老字變別未立倉老口		武間二面板(屋)					「丑寅角」	板倉一宇三間土居板敷板屋		力王丸屏并敷地		字林垣内	立物菅葺三間屋一宇		(備考)
撰津園安宿王家地倉充買券大日本古文書四寧楽遺文中 P. 649~P. 648	櫻嶋奉本家地充券 二一三二七	櫻嶋某公驗號失狀 二一三二一	置始乙連家地充券 一一二七〇	平忠信家地充券 一一二五九・二六〇	平田福刀自子家地充文案 一一二〇五	平田福刀自子家地充文案 一一二〇五	当麻為連家地充券 五一二四二六	平田福刀自子家地充文案 一一二〇五	其郷長偃写 一一一六三	法隆寺伝教院下文 五一一〇四七	安野高村家地充券 一一二六四	僧清真家地処分狀 五一一九二二	法隆寺僧某家地充券 二一三三二	僧玄耀田地充券 二一三〇八	文書名 平安遺文卷号



第3図 松尾万石町付近地籍図



第2図 秦是子家地比定図

○歩は自然堤防上に比定され、当時公田であった南側の現水田面との比高は約1mである。^⑤

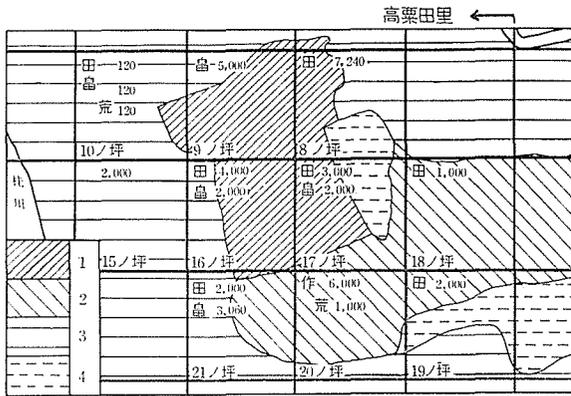
(事例2) 下原田里三十一坪(文書2)

同里三十坪内の土地一段に「限南谷川」とあるから、その南側に当る同坪は現在京都市右京区松尾万石町付近に比定できる。但し第3図の如く三条大豆田里から延長した坪界想定線は明治期の地割とも十分に一致しない。

桂川以北では一、二条が傾いている事、山麓傾斜地である事等をも考慮せねばならぬが、詳細は不明であり、厳密な現地比定は断念せざるを得ない。しかし、現在の地割に従って一応の推定を試みると次の如くである。寛平八年(八九六)と天曆十年(九五六)にみえる一段二三〇歩の家地は、坪界想定線内中央部の明治期にも宅地になっている部分、寛弘七年(一〇一〇)の二段の土地は道路の南側である可能性が高く、「岡岸際」が山麓を意味するのであれば四至の記載とも矛盾しない。周辺の私領が家地か否かは不明であるが、仮りに家地であるとしても同坪内に想定される家地は多くないであろう。^⑥ この場合、2A文書に「百姓家地」と記している事に注意しておきたい。

(事例3) 三条高粟田里十六坪(文書3)

3の文書は既に岸氏がとりあげ、同里の属する高田郷以外に本貫を有する人々が家地を所有している例としている。^⑦ 同里が比定されている京都市右京区高田町の地名は新しいが、以下の傍証を得られたので岸説に従う。天永元年(一一二〇)の東寺解^⑧によれば高田郷には高粟田里の他に郊田・上佐是田・桑原・相本各里の全域もしくは一部が属しており、貞観十五年(八七三)の広隆寺資財帳にもみえる郊田里



第4図 京都市右京区高田町付近の微地形と東寺領田畠

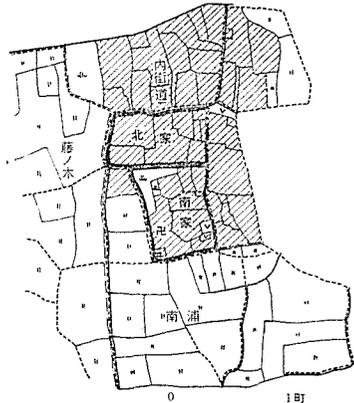
1. 自然堤防上位面
2. 自然堤防下位面
3. 氾濫平野
4. 低湿地

間には○・
七・一・○
メートルの

ない。もと
より桂川の
氾濫による
影響は考慮
せねばなら
ないが、氾
濫平野と集
落の立地す
る自然堤防
上位面との
間には○・
七・一・○

が広隆寺西南に比定されていることから高田郷を桂川北岸とする通説は動かないであろう。とすれば高燥で畑や竹藪の多かった三条相当部分においては、東寺解に記載する八坪の田七段二四〇歩、二十坪の現作田六段等を含む高栗田里は高田町付近に推定せざるを得ない。第4図の如き微地形から構成される高田町付近は東寺解の記載とは矛盾し

比高があって、天永以後の全面的地形変化は考え難い。さて十六坪内には嘉祥四年以前少なくとも四カ所計三段余の家地が存在し、それらの内三カ所は奏永岑が買いつけている。しかも斉衡二年の彼の家地四段中には奏忌寸大野及び広野からの買得地が含まれていたから、少なくともその内の一部は十六坪内に存在したと考えられる。この永岑の四段の家地は南家と称され板屋三宇が存在し、その北には北家と記された奏永成の家地四段があって檜皮葺板敷屋一宇等が建てられていた。第5図は同坪付近の地籍図であるが、各ほぼ長方形に近い形をなす太線枠で示した二区は北側が四段弱、南側が四段強の面積を有する。上述の北家・南家各四段をここに比定してみると、北家の南側に丁度「奏



第5図 奏永成等家地比定図

永岑家門地」が位置することになり、^⑧例えば北家推定地北側を流れる幅約一・一メートルの小川が四至に記載する「溝」に相当することになって全く矛盾はない。南側の区画内に含まれる福田寺は浄土宗であり、三ノ宮神社は松尾神社の末社で、かつては小さな祠に過ぎなかったというから以上の推定の妨げとはならない。微地形条件に前述の東寺解を参照する時、十六坪内には家地の立地に適した微高地は最大でも六段以上はなかったと考えられるから、永岑の三カ所の買得地は四段の家地内に含まれるものと考えられ、承和三年(八三六)の一段の家地はその西側に推定される。以上の推定に従えば十六坪内に存在した家地は最大で五カ所であり、この微高地には小村もしくは疎塊村を想定するのが自然であろう。この場合3B文書の家地二四五歩には「百姓家地」と記されていることにも留意しておきたい。^⑨

(2) 山城国紀伊郡

米倉氏^⑩及び須磨千頼氏^⑪の条里プラン復原に従えば次の如くである。

(事例4) 深草東外里十二坪(文書4)

同坪は次の事例5と共に現在は市街地となっている為に詳細は不明となるが、現在の京都市伏見区深草瓦町の一画に相当し、明治三十三年に第6図の如き水田であった。同坪相当部分南辺を含んで後世の地割と考えるべき整然とした地割が斜行している、南側を知る事はできないが、四至にみえる家地の南側の道が坪界線とすれば、第6図の如き配置が推定できる。



第6図 城原連三仲家地推定図

八世紀には緩扇状地性低地上の「田・島・深草橋原」の間に少なくとも三カ所の家地が立地していた事になる。

(事例5) 九条深草里三十三・三十四坪(文書5)

両坪は事例4の北西の部分、現在の京都市伏見区深草坊町に当る。弘仁八年(八一七)には両坪にわたって板屋三宇のある家地三段が存在した。明治三十三年の同坪相当地区は近は田・畑・宅地・荒地等が混在するが、北と西に別の家地があり、東と南が公田であったこの家地は第7図の如く想定するのが無難と思われる。

(3) 山城国宇治郡

(事例6) 上堤田外里

五坪付近(文書6)

宇治郡の条里プランは

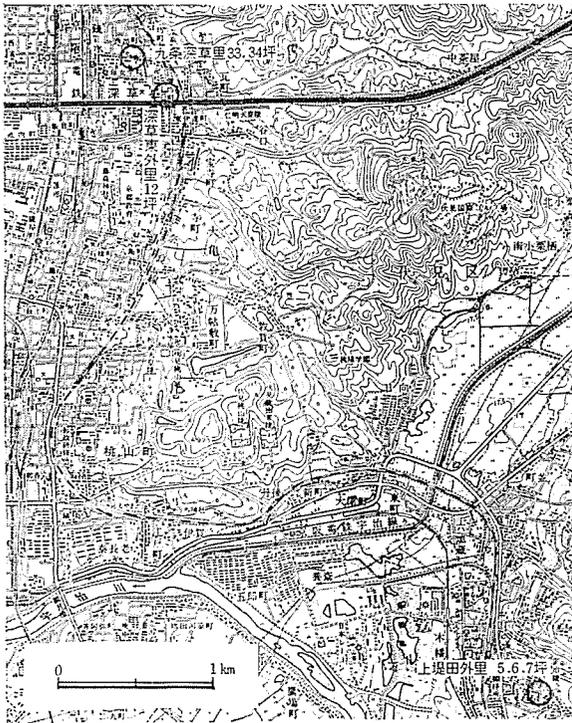
黒河春村・藤田明両氏が

紹介・考証している「山

城国山科郷古図」に示されていて、足利健亮氏
 がその現地比定をしている。⑤。但し坪並について
 は別に田村吉永氏の復原があって、岸氏にも踏
 襲されている。⑥。今、足利・田村両氏に従って、
 承和八年(八四一)前後に存在した家地一町の位
 置を求めると第8図の如く宇治市小幡の小字南
 山及び南山畑に属する洪積丘陵上を占めること
 になる。家地は五、六、七、八の四力坪にわたっ
 ていたが、檜皮葺板敷屋等多数の建物があった
 のは熟地と注記のある五坪三段二〇〇歩と八坪
 一段一六〇歩であり、他は林であった。他に四
 周には公島・社・道・私領及び家地が存在した
 事が窺える。さらにC〜Gの関連文書があっ

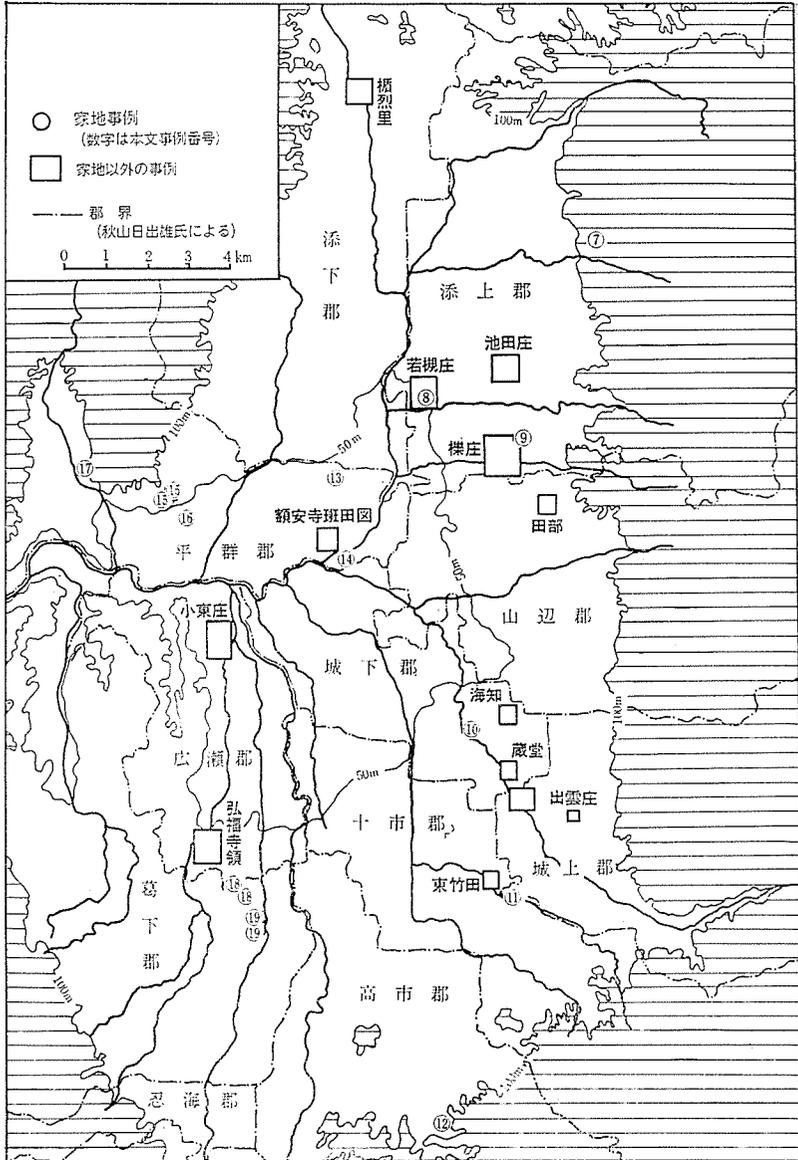


第7図 秦忌寸某家地推定図



第8図 山城国紀伊郡宇治郡事例索引図

て、C〜Eは同一の家地をめぐるものと考えられるので三
 カ所の家地を示すことになり、加美郷内上堤田外里付近に
 これらが存在した事が知られる。しかし残念ながら条里の
 記載もなく、現在のところ厳密な位置比定は不可能である。
 (4) 大和国添上郡
 本稿で対象としている時期に関する限り、奈良盆地の大



第9図 奈良盆地事例索引図



第10図 京東五条上春日里五坪付近

部分について秋山日出雄氏による条里プラン復原に従って大過ないと考えられる。^⑧以下特別条里プランに言及しない限り秋山説に従ったものであるが、延久二年興福寺雑役免坪付等^⑨の史料により確認した結果である。奈良盆地の主要事例は第9図に示した如くである。

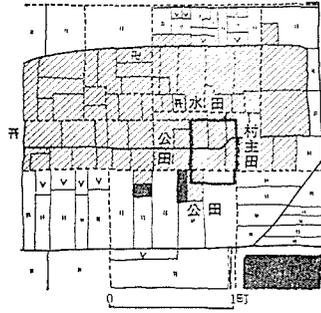
(事例7) 京東五条上春日里五坪・春日里三十二坪(文書7)

弘仁七年(八一七)から貞観十四年(八七三)にかけては、

両坪にわたって墾田四段一〇〇歩を伴った家地三段があり、貞観十四年には檜皮葺屋一字が存在した。しかしこの家地も、延喜十一年(九一一)の7

C文書に「新開為田」と注記されている事から、十世紀初頭には既に開墾されていた事が窺える。この両坪が比定される現在の奈良市白毫寺小字大石の地には、第10図中央部の如き計七段余の異質地割が存在する。その東と西にもやはり周囲の地割と区別される不調和な地割が存在する。南北を岩井川と能登川に開析された緩傾斜をなす洪積丘陵上にあつて、これら三カ所の異質地割の部分はいずれも比較的平坦で不自然である。中央の七段余の不調和な地割を墾田四段一〇〇歩及び後に開墾された家地三段の計七段一〇〇歩に比定すれば、同地は丁度上春日里五坪と春日里三十二坪にまたがることとなり文書の記載と一致する。さらに東と西の異質地割には四至にみえる「並城王家」及び「美濃女王家」を推定する事も可能である。南と北の地形に従順な形態の地割の部分は当時公田であつた事も判明する。ここでは従つて、弘仁七年には公田・墾田中に三軒の家の存在した小村であつたものが、貞観十四年迄には西部の家地が「春日寺田」となり、さらに延喜十一年迄には中央の家地三段も田となつて現在に至つてゐる事になる。

(事例8) 三条一里二十八坪(文書8)



第11図 辛人稻守家地比定図

同坪「東北角」には延喜五年(九〇五)に家地一段二〇〇歩があり、その四至はすべて田であった。現在の同地は第11図の如く大和郡山市若槻の集村部に相当する。従って、後述す

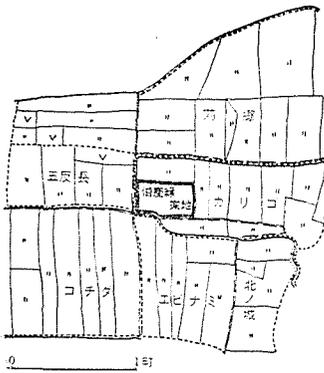
る若槻庄における如き屋敷の散在する形態は十世紀初頭においても同様であった可能性が高くなる。

(事例9) 榎中郷五条五里一坪(文書9)

9 A ~ K 文書はいずれも同坪内の家地に関連するものであり、面積が三〇〇歩となっている A・B 及び D ~ J の九通は旧所有者・四至・便宜田の記載などから同一の家地をめぐるものと考えられる。しかし A・B 文書に「添上郡榎中郷五条五里一坪」と明記されているのに、それ以外では「京南五条五里一坪」等とあって榎中郷の名はない。しかも F 文書に至って「大和国添上郡大岡中郷刀禰等解」とあり、E 文書にも名のみえる「大岡中郷刀禰紀胤連」が署

名している。この意味するところを俄かに決する事は出来ないが、第12図にも示した如く同坪の北半部が旧榎村に属した小字刈郷かりごうであり、南半部は旧榎本村の小字カリゴである事が興味深い示唆を与えてくれる。すなわち榎中郷が旧榎村付近に比定される可能性は高く、又大日本地名辞書の他の如く大岡郷が榎本付近に比定されるならば、^⑧前述の問題点は両郷の境界付近を占めた同坪内の家地の所有者の変遷に伴う変化と、一応解することが可能となる。

さて同坪の三〇〇歩の家地は西隣の五条四里三十六坪に八段、南接する五条五里二坪に一段等の便宜要門田を伴っていた。泉谷康夫氏によれば便宜要門田・便宜田とは家地に付属した耕作権の如きものと解されるから、^⑨この家地は周囲に経営農地をめぐる孤立した孤立荘宅的な特徴を備えていることになる。C 文書に記



第12図 備慶縁家地比定図

載された板屋一字もこの家地のものと泉谷氏は推定しているが、そうでなくとも同坪に存在した建物である事には相違ない。ところでK文書には「売渡家地壹段百廿歩宇小角垣内 在伍里一坪未申隅」とあって、この家地は明治二十二年に四八五歩の面積を有していた同坪西南隅の水田に比定できる。この地と転売されていた三〇〇歩の家地との関連は問題であり、治暦四年(一〇六九)の田地処分状に「在添上郡京南五条四里卅六坪之南二段同条五里一坪一段未申角」とあること、及び永久五年(一一一七)の田地讓状には「伍条四里卅六坪九段貳佰肆拾歩、同条五里一坪壹段百廿歩地」とあることに前述の便宜要門田を考え合わせる時、両者が重複する家地であった可能性は高い。いずれにしろ三〇〇歩の家地の西と南は田であり、東と北には私領があった。この私領が家地か否かは不明であるが、同地は檜川南岸の微高地に相当し、後述の如く保延五年(一一三九)の櫛庄検島帳に屋敷島と考えられる三カ所を島と記載している事からも家地であっても矛盾はない。^⑤以上、不確定な要素は残るが、少なくとも孤立荘宅もしくは小村が立地していた事は認められる。

(5) 大和国城下郡

(事例10) 十六条三里二・三坪(文書10)

文書10によれば保延三年(一一五八)には三カ所の家地が存在していたと考えられる両坪は現在の田原本町東井上に当り、明治二十二年には第13図の如き土地利用であった初瀬川右岸の自然堤防部である。Aの一段には「一・三坪大 二坪五段目小」、Bの一段には「三段二坪小 東西段目」、Cの一段「二〇歩」には「二三兩坪東辺」とあって各第13図の位置に比定できる。各面積もほぼ文書の記載に等しく、「さいかわのかいと」と注記のあるBの比定地には小字カイトが存在する。二坪には延久二年(一〇七〇)に興福寺雑役免田島五段が存在していた。^⑥

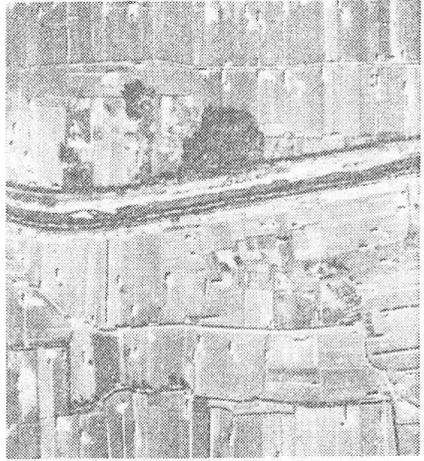


第13図 田原本町東井上地籍図(明治22年・部分)

(6) 大和国城上郡

(事例11) 二十二条一千代里二十一・二十二坪(文書11)

寛平三年(八九二)の家地三段二二〇歩の推定地は第14図



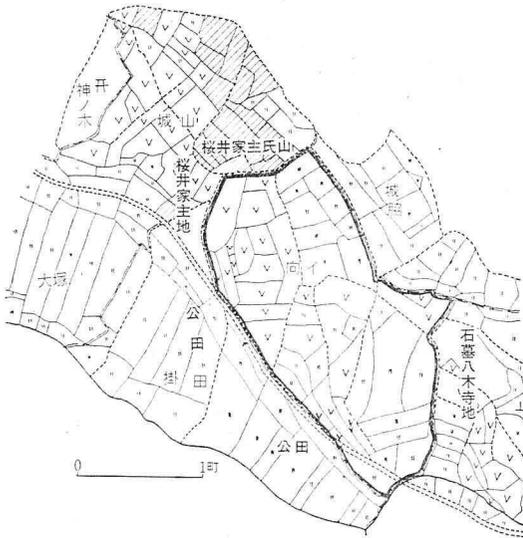
第14図 千代里二十一・二十二坪付近

のような寺川北岸の林を含む一帯である。南部は寺川現流路となっているが、当時の河道は明瞭に残存している南側の旧河道部分と考えられ、矛盾はない。この家地の東西の私領が家地か否かは不明であるが、北側の整然とした地割の水田は当時公田であった。

(7) 大和国高市郡

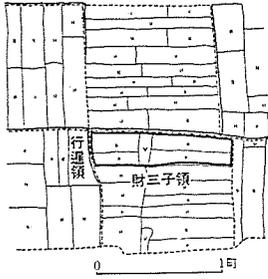
(事例12) 東三十条一里三十三坪・二里五坪(文書12)

永保二年(一〇八二)にみえる家地二町は文書記載どうり両坪峻密に一町ずつであれば連続しない二区の家地となる。



第15図 僧某家地比定図

しかし同地は現在の橿原市五条野町の丘陵部に相当し、第15図の如き不規則な地割でもあるから若干の融通性をもたせて考えた方がむしろ実情に近くなると思われる。とすれば丁度両坪にわたって面積約二町を占める小字向イの部分に比定する事が可能となる。明治二十二年当時には水田と畑となっているが全体としては小高く微地形的にも一まと



第16図 僧経実家地田畠比定図

16図の如く微高地を含む二段に比定される。西と南に接する私領は家地か否か不明であるが、写真判読による限り少なくとも南の「財三子領」は家地として適当な地とは考

まりの地である。しかも東の畑地と墓地が「石墓八木寺地」、西と南の谷の部分は「公田」、西と北の現五条野町集村部のある小字城山に「桜井家主地」及び「同家主氏山」が比定される。この家地は計二町三段七〇歩の便宜要門田を周囲に伴っており、比較的規模の大きい孤立荘宅を想定すべきであろう。

(8) 大和国平群郡

(事例13) 飽波東郷七条三大井里二十一坪 (文書13)

同坪に相当する大和郡山市池沢の部分は、明治中期には田・畑、現在は工場敷地となっているが、微地形は一九六六年撮影の一万分の一空中写真によって知る事ができる。

同坪に存在した「家地田畠」二段は「北畔本」にあり、第

え難い。同坪に二段、東隣の坪に四段三〇歩存在した延久二年(一〇七〇)の興福寺雑役免田畠^⑧が大治五年(一一三〇)にも維持されていたとすれば、同坪には北側の家地田畠二段の他、少なくとも二段の公田畠及び家地とは考え難い私領が存在した。

(事例14) 十条三里十坪 (文書14)

同坪は第17図の如く佐保川と初瀬川の合流点よりやや上流の佐保川南岸にあって、現在は水田と樹園になっている。

微地形及び地割形態の変遷等を十分に考慮しなければならぬであろうが、

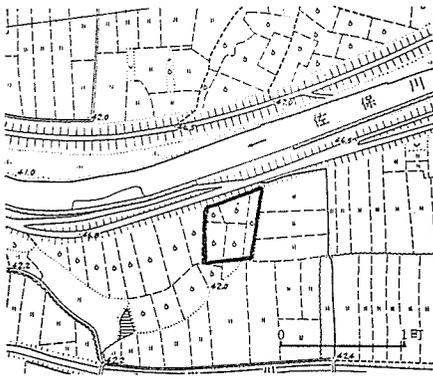
現在と同様に佐保

川の自然堤防部に位置したことは確かであろう。

(事例15) 八条

九里三十四坪及び二十六坪(文書15)

同里は法隆寺南西部に当り、北西



第17図 僧院覚家地比定図



第18図 法隆寺南西部地籍図

から南東にかけて緩かに傾斜する洪積層上を占める。第18図の如く地割形態は不規則であり、坪界線の名残りとおぼしき径溝がわずかにみられる程度である。しかし多数の田畠券の残存に加えて、永長二年(一〇九七)には八条十里十坪に「字池尻堤前」とあって、この付近の灌漑源である桜池の存在が知られる事から、当時既に耕地化は相当進んでいたと考えられる。後述する如く九里は東部が夜摩郷に、

西部は坂門郷に属した。15 A・B両文書の四段一二〇歩の家地には「限北道」とあるから小字閭垣内の北部に比定すべきであろう。そこに配列している一筆耕地の状態は、B文書にある「東老段地小法師丸分 次老段号田子分 西垣副老段同田子分」といった注記とも矛盾しない。この家地には「萱葺三間屋一字」が建っており、北側が道、他の三方は寺領と私領であった。これとC文書の三段の家地との関連は明らかではないが、同坪内に存在した家地である事だけは確実である。

天曆六年(九五三)には二十六坪にもD文書の家地四段九〇歩があり、西側が道に接していたことから第18図の位置に推定するのが無難と思われる。南の「長田宅垣」は家地の存在を示す可能性があるが、不明とせねばならない。

これらの家地は法隆寺周辺にある現集村の外側に位置するものであるが、さらに三十四坪内の二段一二〇歩(一〇九七年)^①、その西隣の坪の二段(一一二一年)^②、東隣の坪の二段(一一二六年)^③と一段(一一六六年)^④、二十六坪とその北の坪にかけての三段(一一二一年)と二段(一一二一年)^⑤の田畠等を考慮に入れると、当時の法隆寺周辺には今日の如

き大規模な集村ではなく疎塊村を想定した方が自然であろう。

（事例16） 九条九里一坪（文書16）

同坪には「伝教院」の作人の家地一段が存在していたが四至の記載はない。しかし第19図の如く同坪東半部は下刻



第19図 力王丸家地推定図

による小谷底となっていて、微地形的には現在の西興留の宅地に継承されているか、もしくは東北隅に位置したものと考えるべきであるが、

前者の可能性が高い。同坪は延久二年には夜麻郷に属していたと考えられる。

（事例17） 内平群東条一平群里十三・十四坪（文書17）

平群谷の条里プランは秋山氏と服部昌之氏による推定があるが、両者は一致していない。そこで両氏同様京北班田図に示された東南隅に始まり西行する千鳥式の坪並を想定して興福寺雑役免田畠及び嘉承元年東大寺牒案に記された田畠を机上復原し、現地形及び地割に合うように条里界線を引いてみると第20図の如くなって唯一の坪名十ノ坪とも

一致する。結果的にはほぼ秋山説に従う事になる。

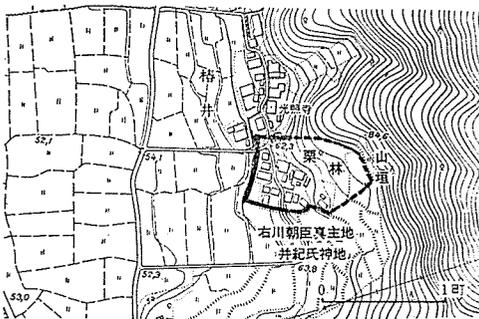
以上によれば家地は第21図の如く平群村椿井小字垣内に相当する。「東限山垣」と注記のある栗林を含むところの家地四段一八〇歩はまさしく山麓にあり、逆に復原された条里プランの傍証ともなる。同地は比高約五メートルの段丘上にあつて、現在四軒の農家が存在する平垣部の面積はほぼ四段余であり、かつてはここに板敷板屋、板倉各一宇が建てられていたことになる。北側には

椿井の宅地が続いているが、西と南は崖で限られていて崖下の私領が家地であったとは考え難い。

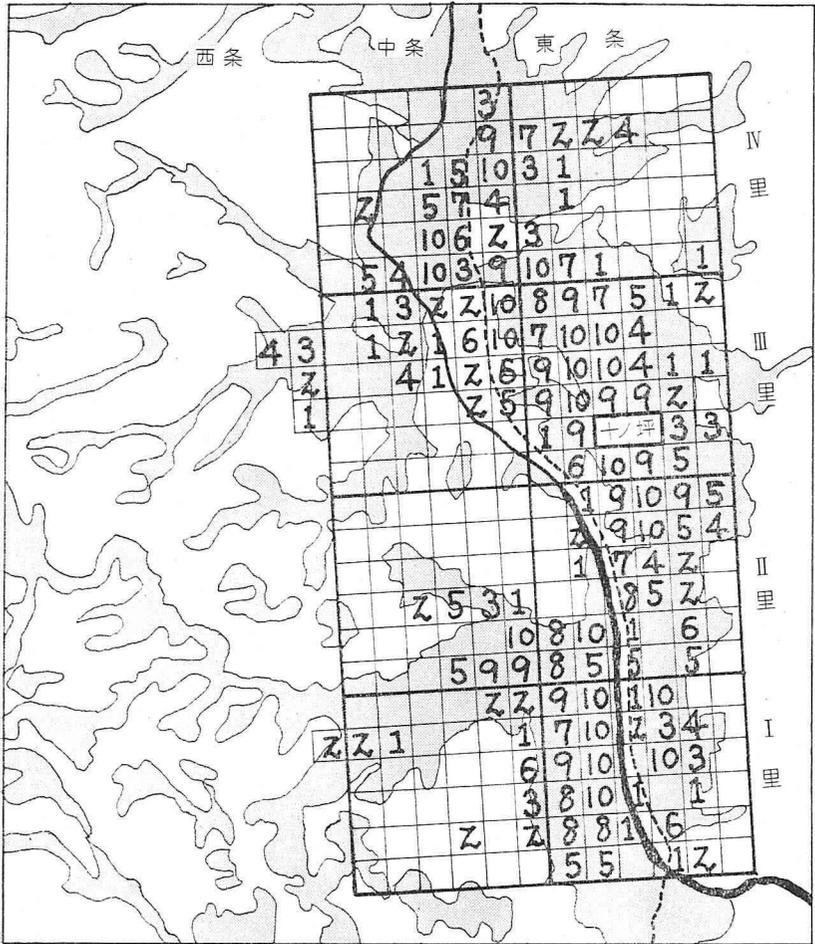
(9) 大和国葛下郡

（事例18） 二十二

条三里十八坪及び二十三条三里十二坪（文書18）



第21図 石川眞子家地比定図



第20図 平群谷条里プラン復原図

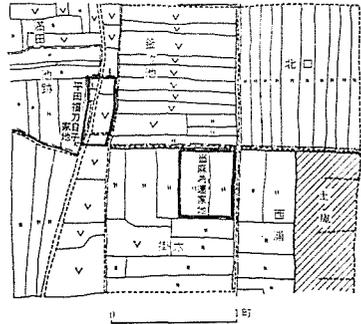
注. アミは現在の水田分布を示す。数字は興福寺雑役
免田畠及び東大寺領田畠合計(単位段)

延喜十一年(九一一)の
18 A 文書によれば二十二
条三里十八坪「東南角」
に一段の家地が認められ
る。第22図の如く明治二
十二年には畑地と墓地に
なっている同坪東南隅に
この家地は比定される。
一方保延六年(一一四
〇)には二十三条三里十
二坪「丑寅角」に二段の
家地が存在した。この家
地は右述の家地と約百メ
ートルを隔てているが、
共に典型的な集村となっ
ている大和高田市池尻と
土庫の中間に位置する。

た。この内B・C文書にみえる二十五坪の一二〇歩の家地は同一地であり、面積と四至から第23図Cの位置を占めていた事が判明する。A・A'の場合、同一文書でしかも隣接する坪であるから、連続する土地とすればA・Bの位置に、



第23図 平忠信家地等比定図



第22図 当麻為連家地等比定図

19 A ~ C 文書に示される教箇所の家地が十世紀には存在していた。しかし

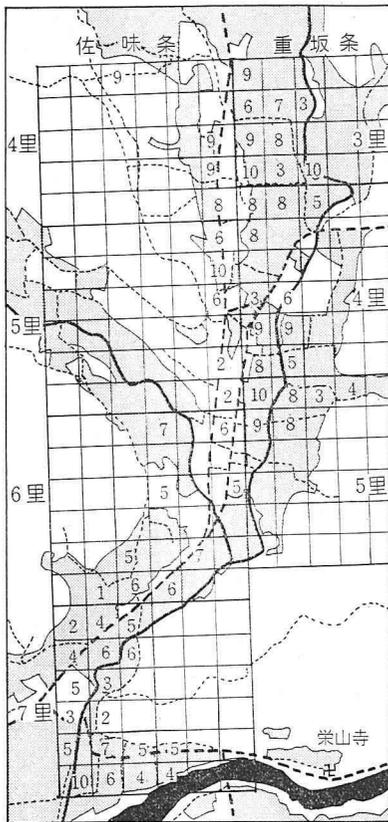
(事例19) 二
十四条三里二十五・二十六坪
(文書19)
兩坪相当部分
は現在大和高田市高田町に属し、
明治二十二年には第23図の如く
田及び畑となっ

ていた。しかし
19 A ~ C 文書に示される教箇所の家地が十世紀には存在していた。しかし
同条六里二十五坪には寛和三年(九八七)に家地二段があり、周囲の少なくとも二方は田に一方は河によって限られていた。この家地は20 A 文書にもみえて五里二坪の二段と合わせ「五間二面」の板屋二字が存在した事が窺えるが、どちらか一方に二字が存在したものか両方に一字ずつかは判明しない。^②
とここで従来、宇智郡条里プランの復原は十分になされていなかった。しかし、寛弘六年(二〇〇九)の「大和國榮

もし相離れた二区の家地を示すものであれば二十五坪内では東北隅の畑地に推定しても矛盾はないが、四至の記載はなく断言できない。二十五坪の田が十世紀に公田であったことはB・C文書から明らかである、久安四年(一一四八)には同坪に少なくとも六段一二〇歩、東隣の坪にやはり少なくとも五段の田があった事も窺える。^②
以上に事例十八を考え合わせると、現在は単一の大きな集村となっている土庫の周辺に当時少なくとも四カ所もしくは五カ所の家地が存在した事実注目しておきたい。

⑩ 大和国宇智郡

(事例20) 河南三条 (文書20)



第24図 机上復原による宇智郡条里プランと現在の水田分布(数字は栄山寺領田畠, 単位 段, アミの部分は現在の水田)

河南三条

1						4里
	2					
5	8	8				
6	10	9				5里
2	5	5		10		
~~~~~						
6	10	12	11	10	4	6里
	2					
		1		7	10	

第25図 河南三条家地田畠関係図(数字は栄山寺領、単位段、段未満省略)

山寺牒^⑨にみえる次の如き記載が復原の手掛りとなる。すなわち「重坂条四里(中略)廿五坪五段^{作巳}同坪西辺一段百歩注佐味條五里十九東へ作巳」との注記である。計一五通にのぼる栄山寺牒では「辺」と「へ」が同義に使用されているようであり、従って重坂条四里二十五坪の西辺と佐味条五里十九坪の東辺が隣接もしくは非常に接近していたと解される。この条件を満足するには里の東端に十九坪が位置し、二十五坪は西端を占める坪並でなければならず、西北隅に始まり東行する千鳥式もしくは西南隅に始まり東行する千鳥式のいずれかでなければならぬ。しかも既に谷岡氏によつ

て報告されている「二ノ坪・九ノ坪」の坪名の位置を満足するのは前者のみである。前者の注記により佐味条の東に重坂条が位置することも判明する。そこで仮りに北の現郡境付近に里の起点を求めて机上で復原した条里プランに従って栄山寺牒にみえる各坪の最大田積を图示してみると第24図の如くになり、現在の地形及び土地利用と矛盾しない。そこで河南三条についても同様のプランを適用し、栄山寺牒の最大田積を各坪に記入して前述の家地と照合すると第25図の如くなる。少なくとも家地所在坪及びその周辺に田が卓越することは確認される。

(1) その他の事例

正確な場所は明らかではないものの、具体的記載のある家地関係史料は他にも多い。21 A～Iの文書は畿内における計九カ所の家地を示すものと考えられるが、その四至記載から集村を想定すべきものは存在しない。例えばB文書に示す二カ所の家地は大和国十市郡池上郷に属し、下津道西側と考えられる所に立地している。東大寺布施屋の用地として売却された三段と四段の隣接する二区の家地の一方には「板屋參宇 板倉壹宇」が、他方には「草葺屋壹宇」が建っており、西側には他の家地が存在していたが北と南は口分田であった。

畿外においても22 A～Iの如き史料が残っている。周囲に他の家地の存在するのはC及びG文書の内の一カ所のみであり、Cの場合でも家地と同時に売却された「外嶋壹段」の四至をも考慮する時、やはりコンパクトな集村は想定し得ない。又、A文書の示す「屋捌間」(内二間は濫屋)と「板倉柒間」は壘田七町余を伴っており、藤田元春氏によれば「凡そ七戸の村である」と解される。⑩それらが二町の面積内に分布した状態は小村と呼ぶにふさわしいと考えられる。

2 家地の面積と住居

検討を加えてきた各事例は小は一二〇歩から大は数町に及ぶ様々な規模の家地であり、その所有者も一般の無位の人々から時に五位以上の貴族層にまで及んでいた。これらの史料の多くは売券であり、偶然現在まで残存していた券面の所有者が必ずしも居住者ではなかったり、或は単に転売の過程の一時期を示すものであったりした場合等の可能性も否定できない。そこで、定量的な考察を加える為に第26図を作製した。縦軸には家地の面積を、横軸にはその家地についての史料の初見年をとったものである。このグラフから明らかな如く、総数六二カ所⑪の家地の面積には明確な規則性は存在しない。しかし十世紀中葉以前において、一五例が一段前後の面積であり、二段前後の二例を介在するものの、他はすべて三段以上となっている事に注目すべきであろう。しかも一段前後の下層グループには一般農民の家地である事を示すと考えられる百姓家地⑫と明記されたものをはじめ無位の人々のものや無位の人々から売却されたものが多く、他方三段以上の面積の上層グループには貴族の所有する家地が多い。



も各農家一律であったとは考えられない。又、売券に示される如き家地面積の多様性を捨象しようとするものでもないが、一段前後が圃地をも含んだ一般農民の家地の標準的規模であった可能性は認めてよいと思われる。この傾向は十世紀中葉以後の売券とも矛盾はしないし、渡辺澄夫氏が詳説する所謂均等名庄園の屋敷島の標準的規模とも合致する。この規模は「凡課⁽¹⁰⁷⁾ 桑漆⁽¹⁰⁸⁾ 上戸桑三百根。漆一百根以上。」との規定から上戸の圃地には二段位は必要であろうとする弥永貞三氏の推定とも一致する。さらに、鏡山猛氏が詳論する筑後平野における古墳後期から鎌倉前期に至る遺物を含む住居跡がやはり近似した規模である事も想起される。⁽¹⁰⁹⁾ 矢部川左岸地の金粟住居跡の環濠内は約一段二〇〇歩であり、同類の垂見・鉢田遺跡も同様である。性急な一般化は敢に慎まねばならぬが、畿内平野部における奈良・平安期の村落発掘事例が乏しい現在、やはり興味深き類似とせねばならないであろう。

さて以上のような家地に「寝殿・檜皮葺板敷屋・檜皮葺屋・板敷板屋・土屋・板屋・草葺屋・草屋・萱葺屋・檜皮葺倉・甲倉・板倉・棟・草葺棟・丸木棟・酒屋・馬屋・門

屋」といった多様な建築物が建っていた事は既に個別に検討した折に述べたり表示したりした如くである。「已破」といった注記のあるものや建物の記載を伴わないものもあって売買の時点では必ずしも建物が存在しなかった場合のある事も考えられるが、そのような場合でも、少なくとも一時期には居住地であって、何らかの建物が存在したものと考えて大過ないであろう。時には建物にさらに詳細な注記の付されたものもあったが、中にはどのような規模・形態を示すのか不明のものも存在した。沢村仁氏によれば、飛鳥から平安初期にかけての約三百年間には「高床住居・平地床住居・堅穴住居」の三様式があつて、庶民住居が堅穴から平地床のものに代わるのは畿内では七・八世紀頃であり、売券等にみられる住宅建築一組のうち主屋とみられる板敷屋などは平地床住居の系列に属するものと推定されている。⁽¹¹⁰⁾ 比較的高級なものは別としても、例えば草屋・板屋等の内の小規模なものにどのような様式を想定すべきかは速断できない。既に周知の如く「東屋・真屋」すなわち切妻型・寄棟型といった形式が存在した事、⁽¹¹¹⁾ 及び藤田、関野克両氏が単に草葺屋・板葺屋とのみ記されているのは板

敷なく土間形式の儘であると推定している事、そして依然として堅穴住居が消滅したわけではないとの指摘を思い起しておく。又、家地一段に「一間」或は「草屋一間 丸木倉一間」が建っていたような下層グループの家地に一宇とではなく一間と記載されているのを、藤田氏に従って小規模な方形の家屋と一応解しておきたい。⁽¹¹⁾このような小規模なものから、家地三段に「板倉卷宇 板屋參宇」の存在した如き中程度の規模のもの、さらには家地四段余に「檜皮葺板敷屋二字、草葺椽一宇、板屋三宇、門屋一基」といった豪壮なものまでが京域以外の田畠中に立地していた事、ここでは改めて確認しておきたい。

### 三 村落の規模と形態

具体的に個別家地をとりあげて、その立地・配置・面積・建築物等につき検討を加えてきた結果、例えば次の如き点が明らかになった。①家地のかかりのものが現集村以外の部分に分布していた。②そこには多くの場合微高地が認められ、時には周囲と不調和な地割が存在していたり、或は家地の範囲を推定できるような地割が残っていた。③家地

のあるものは周囲に便宜要門田を伴った孤立荘宅的特徴を備えていた。④ある家地の周囲に他の家地が存在したり、現集村の宅地に継承されている場合でも、一町方格内に一〇カ所以上の家地が推定し得るような例は存在せず、小村もしくは疎塊村が想定された。⑤家地の面積は三段以上の上層グループと一段前後の下層グループとに大別され、前者はしばしば多教の建築物を伴う上層農民もしくは貴族のものであり、後者は一般農民の標準的な家地の規模を示す可能性が高く、そこには小規模な建築物が存在した。

以上の如き個別家地の検討に加え、次にはさらに村落の全体的な規模と形態を明らかにし得る視点をとらねばならない。

#### 1 奈良・平安前期の村落形態

(事例1) 額安寺熊凝精舎班田図他

米倉氏は奈良末期と考えられている所謂額安寺班田図、天平七年(七三五)の讃岐国山田郡林郷田図、天平勝宝八年(七五六)の摂津国水無瀬庄絵図の三者をとりあげて詳細な検討を加えている。⁽¹²⁾額安寺班田図には寺院以外に「白根連千呂・巨勢朝臣古万呂・中臣朝臣毛人」の三カ所の家の記

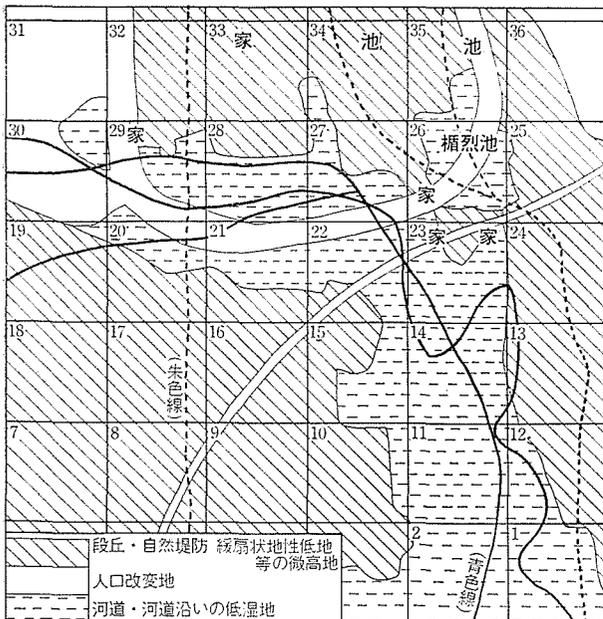
載があり、それらは「寺岡」の南面に立地している。この内後二者は同図の比定される大和郡山市額田部南町の丘陵上に立地する現在の集村の宅地に踏襲されている。延久二年(一〇七〇)には額田東郷に属したと考えられるこの丘陵部にはしかし、他に住居を示す記載がなく、班田図に記載された公田等を耕作した人々がどこのように居住していたかは不明である。

讃岐国山田郡林郷田図の場合には五カ坪にわたって「家・屋・倉・人夫等田」との記載があるが、同図の比定されている高松市林町平塚の丁度この記載相当部分に「大池」なる溜池が築造されていて詳細は不明である。しかし米倉氏によれば、旧河道とおぼしき「佐布田」との記載の周辺にある自然堤防らしき畑地に村落が立地しており、その範圍から散在的な形態をとったであろうと推定される。庄倉などが必ずしもコンパクトなまとまりを持っていなかった事は、水無瀬庄の五カ所の「倉・屋」が四カ坪にわたって分布している事からも窺える。

(事例2) 大和国添上郡京北班田図

大井重二郎氏及び岸氏によれば、同図は鎌倉期の写本で

あるが、奈良期の班田図の大意を写し伝えたものと解されている。同図北一条一楯烈里には四カ坪にわたって「家」との記載があり、寺院以外には他に建築物の存在を示す記載はない。(121) 大井氏によって同里の比定されている秋篠川流



第27図 大井重二郎氏による京北班田図一条一楯烈里比定地の微地形

域の部分は第27図の如き微地形からなる。⁽¹³⁾ 同里比定地の西

南部及び東北部に張り出す標高七六メートル以上の部分は緩扇状地性の低地であり、その間には秋篠川の氾濫原であった沖積低地が存在する。前者は比較的高燥であるが、後者は現在なお非常に低湿であり、班田図当時には一層その傾向が著しかった可能性が高い。前者には典型的なものではないが一町方格に規制された地割が存在する。

同図に「家」の記載がある二十三・二十六・二十九各坪相当部分は低地と微高地が交錯し、三十三坪相当部分は大部分が緩扇状性低池部分であり、いずれも過去において家の立地を推定する事は可能であるが、現在はずべて水田となっている。しかし「池」という記載に目を転ずるとかなりの矛盾が生じてくる。すなわち「楯烈池」との記載のある二十六坪及び三十四・三十五両坪の場合には、少なくとも一部にかつて池沼を想定し得る如き低湿地を含むことになるが、北側に接する一条二里二坪、三坪等に記載された「池」が緩扇状性低池上を占める事になり、微地形的には説明が不可能である。従って同図の記載内容もしくは現地比定に疑問が残ることになるが、現在のところ大井説

以外の比定地を求められない。「家」の記載が事実であれば、そこには微地形的にコンパクトな集村を想定し難い事及び明治中期にはすべて水田となっていた部分であった事のみをここでは確認しておきたい。

### (事例3) 山城国葛野郡班田図

⁽¹⁴⁾ 宮本救・岸両氏によれば同図は天長五年(八二八)の班田図である。同図には「家」と注記のある坪が計六カ坪あって、虎尾氏は「樺原郷の人々の集落」であったとする。⁽¹⁵⁾ 宮本氏の現地比定によれば、これら「家」の部分は第1図の如く

天龍寺門前付近及び国鉄さが駅東南部分一帯に相当する。

ここでは明治初期において宅地・畑地・竹林等が卓越し、微地形的にはどこにでも家地は立地し得るが、明治六年にはいずれの部分も顕著な集村部とはなっていない。但し天龍寺をはじめとする中世起源の寺院の立地等によって古代景観は大いに改変を加えられているものとみななければならぬ。従って当時の村落形態を知り得る手掛りを現地に求められる可能性は少ない。しかし同図に記載された樺原郷の戸のすべてが「家」の記載のある六カ坪に居住していたと仮定しても、一カ坪平均六戸弱の分布密度となり疎塊村



るが、その内の三カ所には村落形態に関連する記載がある。とりわけ越前国道守村については奥田、岸、弥永各氏による詳細な研究の他、藤則雄氏は花粉分析を援用して現地表下六〇〜八〇センチメートル付近に旧耕土面を推定している⁽¹³⁶⁾。しかし村落そのものに関する限り、現在のところ再び開田図に戻らねばならない。開田図には第28図の如き村落関係の記載があり、その現地比定は諸説はほぼ一致している。北部の「百姓家」が足羽川南岸の自然堤防部に、南部の「東大寺道守庄、南九部孫磨家、百姓家」が日野川東岸の自然堤防部に立地していた。しかし兩者共後世の集村部分とは異なり、前者の比定地は現在の福井市若杉西部の須恵器、土師器片出土部分付近、後者の比定地と最寄の下江守との場合もかなりの変遷を認めねばならない。

道守村について先駆的行績を残した奥田氏は足羽郡西北四条九里二十九坪と一条十二里十一坪に記載された五軒と六軒の建物を神社と解し、足羽川、日野川岸の「百姓家」を「塊状聚落」と表現して集村を想定しているようである⁽¹³⁷⁾。しかし上記二カ所の建物を神社と解する事は無理であり、後者の「東大寺道守庄」と注記のあるものは庄所、前者は

天平神護三年二月の民部省符にある田辺妥女の墾田に伴う「屋二間、倉三間」にあてべきとする弥永説に従う。これは例えば、福井平野北東部に比定されている桑原庄の庄券第一に「合舎陸間」、同第二、第三に「合倉屋八箇」と記載された規模とも類似する。弥永氏はさらに足羽川岸の「百姓家」と記載された十八カ坪に「人家が密集していたとすれば、相当大きな聚落でなければならぬ」と述べている⁽¹³⁸⁾。一方渡辺久雄氏は、大和国若槻庄の徳治年間（一三〇六〜七）における一坪内の最大屋敷数六戸を、仮りに道守村の十八カ坪にあてはめてみると一〇八戸が存在したことになるが、道守村の絵図に示された耕地はとうてい一〇八戸を養うに足りないとして、「十八カ坪にわたる集落は決して密集したものでなく、一坪に一戸の場合もあったと考える」とする⁽¹³⁹⁾。道守村とほぼ同時期の地形条件も類似する福井平野のデルタ上に比定されている高串庄の場合、12B文書の「家壹区⁽¹⁴⁰⁾ 地壹町」との注記の示すところは一カ坪に相当する面積内に極く小規模な建物二箇のみの存在を示すと思われる。又、前述の京北班田図、葛野郡班田図等の場合でも、家屋存在を意味する記載のある坪内に必ず

しも人家が充填していたと考える必要がないことや、さらに個別屋地の検討結果をも考え合われる時、むしろ渡辺説を支持するのが自然であろう。

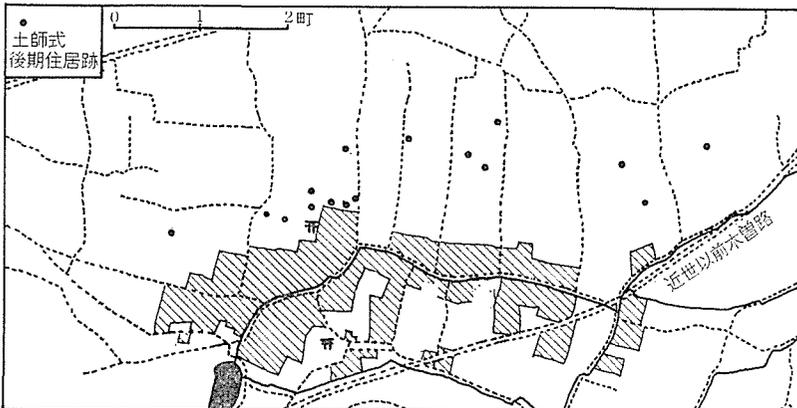
近江国水沼庄の場合には「家」と記載された坪が七もしくは八カ坪存在するものの、村落形態を知る事はできない。谷岡氏の比定によれば、それらの一部は現在の犬上川岸、敏満寺南方の微高地に当り、須恵器、土師器を伴う黒土層が確認されている。ここでも現在はすべて耕地化されている部分である。

一方「三宅所」が一カ所と「物部石敷在家」一カ所が記載されている越中国鹿田村墾田地図の場合、北側は不明であるが、他の三方には田の分布が卓越していて孤立荘宅を推定せしめる。^(註)

(事例5) 長野県平出遺跡

信濃国筑摩郡崇賀郷に属し、木曾路に沿った村落であったと推定されている奈良井川扇状地扇側部の平出遺跡^(註)の場合、条里に換算してみると東西ほぼ七町、南北約二町と、前述の道守村と類似する広域を占めている。村落は土師式中期から後期にかけて西から東へ発展していったとされているが、土師式後

期と分類された奈良・平安期に及ぶと思われる堅穴住居一六例の分布は第29図の如くであり、現在の上手村集村部周辺に散在する状態は疎塊村とせねばならない。もとより全面発掘ではないからあくまでも推測の域を出ないが、同じく土師式後期住居跡といってもそのすべてが同時



第29図 平出遺跡土師式後期住居跡の分布と現集村上手村(一志茂樹氏原図を簡略化)

に存在したのではない事も考え合わせる時、やはり興味深き事実である。畿内平野部における奈良・平安期の村落跡発掘事例が乏しく、又台地上のものが多く中であって、扇状地扇側部に立地するこの遺跡は貴重な事例である。⁽¹⁵⁶⁾

従来注目されてきた奈良・平安前期の事例は以上の如くである。これらの事例には不確定な要素を残したものが多く、そこには孤立荘宅もしくは小村及び分布密度の低い疎塊村が確認或は推定され、コンパクトな集村を考えるべき根拠は存在しなかった。但し、これらの事例とした開田図は勿論の事、班田図の場合でもそのまま時の一般的な村落とは考え難いような、むしろ特殊な事例であった可能性も認めねばならない。しかし、先に個別家地をめぐって検討してきた結果とも合致するところから、少なくとも当時かなりの孤立荘宅、小村、疎塊村が存在した事は確認された⁽¹⁵⁷⁾と考える。この事は播磨国風土記に記載された「村」をめぐる議論とも矛盾するものではなく、むしろこの様な小規模、多様な事例を背後に想定した方が理解が容易となる。

## 2 平安後期の村落形態

次には平安後期の村落形態を検討しよう。

### (事例1) 摂津国

垂水西牧榎坂郷

渡辺久雄氏による

ば、文治五年(一一八九)の太田文に現

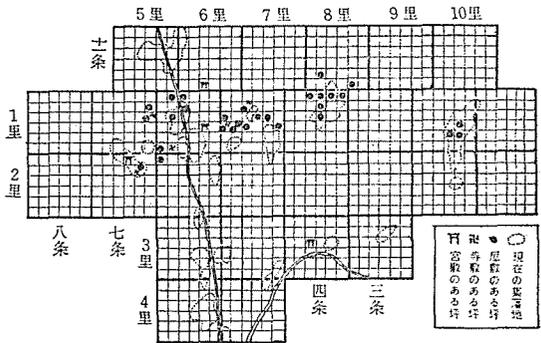
れる摂津国垂水西牧

榎坂郷に属する穂積、

小曾根、榎坂、垂水

各村の屋敷分布は第

30図の如くであって「集中とも分散ともつかぬ形」であつた。⁽¹⁵⁸⁾しかし島田氏等の整理によれば榎坂郷では二三五の名田があり、その内屋敷登録農民は二四人に過ぎず、多数の屋敷未登録農民の存在を考慮しなければならない。水津氏は「屋敷登録名主の屋敷に加うるに、名前の類縁関係や所有耕地の分布、畑の所在などから屋敷未登録者の住居をも復元すると疎塊村をなす」としている。⁽¹⁵⁹⁾小林氏は文治五年



第30図 榎坂郷における名屋敷の分布(渡辺久雄氏原図)

(一一八九) 及び康永二年(一二三三)の村落の一部を復原して、「十二世紀末の榎坂郷の村落は散村的景観を示していたが、十四世紀中頃にはその様相を一変して、集村的形態となっていた」とする。要するに榎坂郷においては、十二世紀末には屋敷登録農民の屋敷が散在しており、屋敷未登録農民の住居をも考慮すべき村落形態は疎塊村であったと考えられることになる。しかもこの分散的な屋敷が十四世紀中頃までにかなり集村化していた事実は注目に値する。

(事例2) 大和国若槻庄

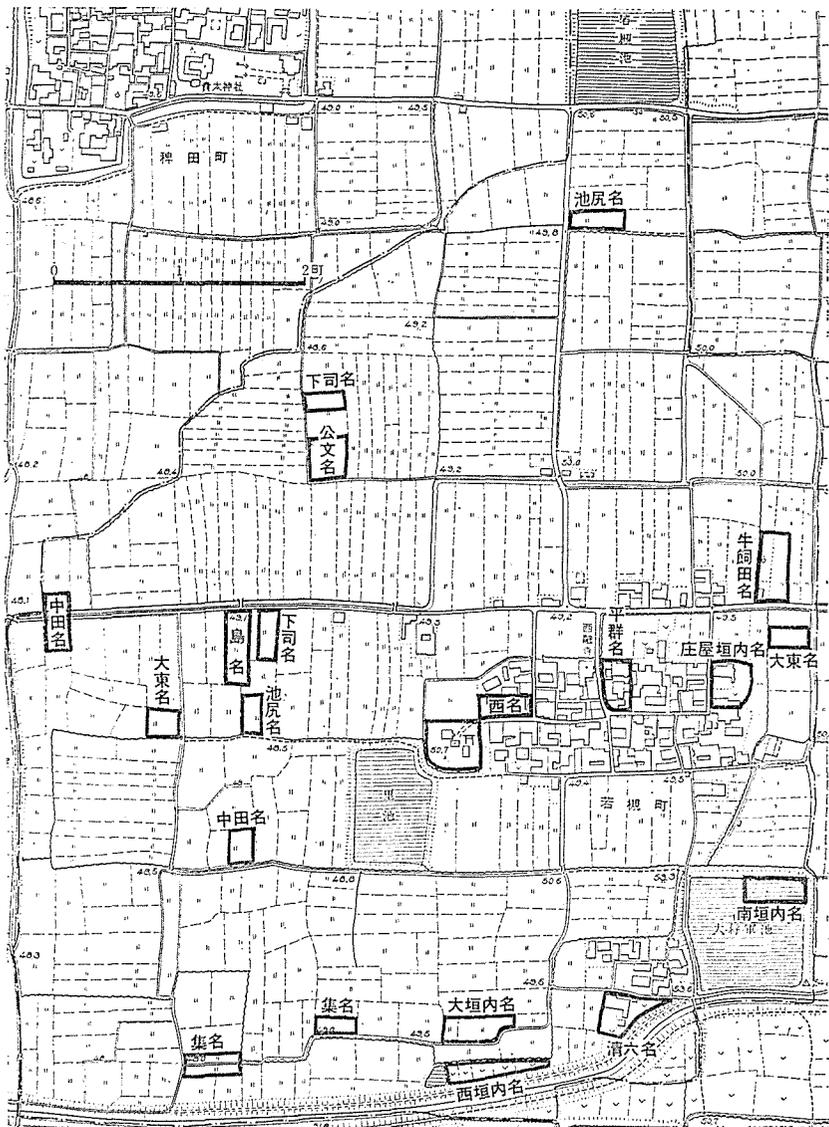
渡辺澄夫氏は若槻庄の事例について、集村化現象と環濠形成の過程を詳説した。同氏によれば、平安末、鎌倉初期の若槻庄はほぼ均等な一五名からなっていて、二〇の名屋敷が庄内に散在した。それが鎌倉末の徳治年間(一二三〇六)一三〇七迄には細分されて三七の屋敷に分れており、さらに文正元年(一二四六)に現在の集村部に屋敷がかなり集中して環濠も掘られたとしている。換言すれば平安末には散村的形態をしていたものが、鎌倉末にはいくつかの小村もしくは疎塊村と表現すべき状態になっていて、さらに十五世紀の中頃迄には集村化して環濠集落に転化したこと

になる。

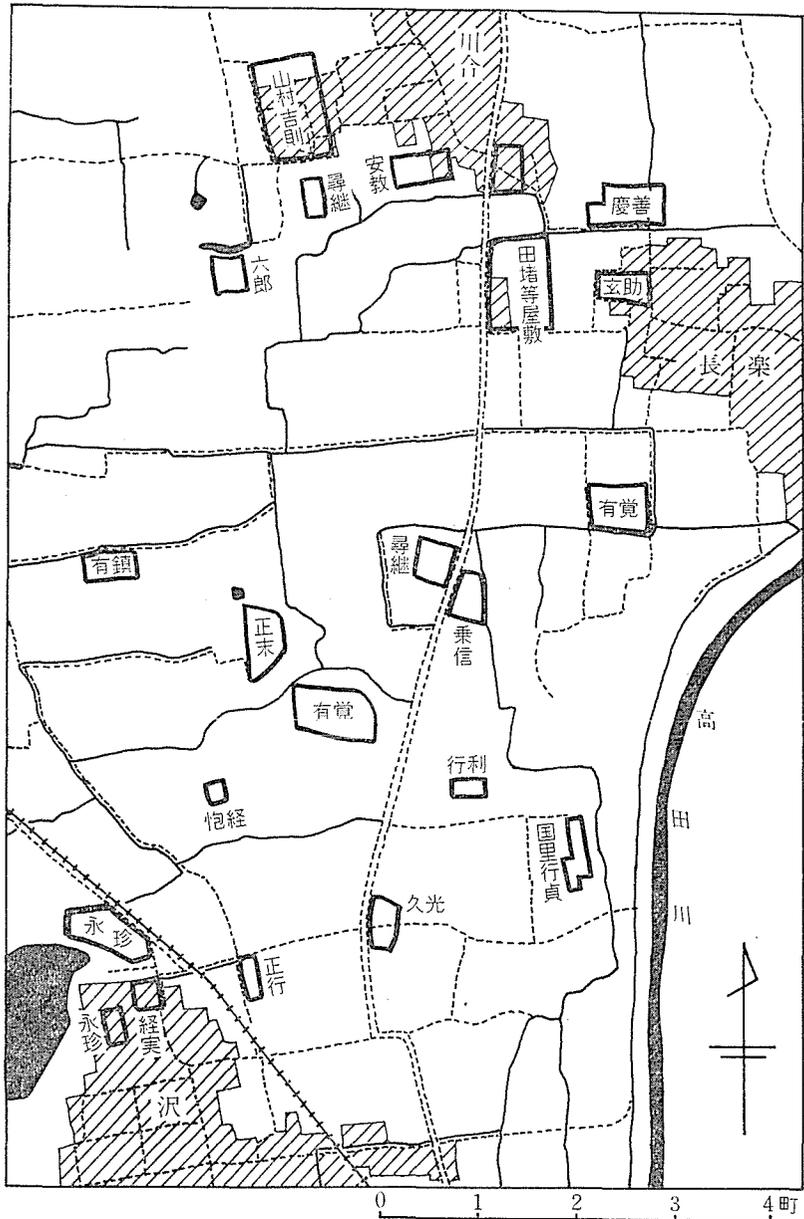
一見非常に平坦に見えるこの大和郡山市若槻であるが、一万分の一空写真の分析によれば、若干の高低差を有する水田から成っている坪が認められる。渡辺氏が平安末、鎌倉初期に屋敷が存在したとする各坪の内、起伏の全く認められない坪は二カ坪のみであり、他は微高地となっている部分に屋敷を比定することが可能である。現地調査によれば、これらの高低差は二〇〜五〇センチメートル程度のみならずかなものであるが、前述の平坦な二カ坪をも含めて、これら屋敷所在坪には第31図のように周囲の条里遺構と異なる不整形な地割が存在している事に注意を払いたい。このことは前述の個別家地の事例の場合と同様であり、平安末、鎌倉初期の屋敷分布は第31図の如くであったと考えられる。このような散村的景観が十世紀初頭においてもみられたであろうことは、前述延喜五年家地売券記載の四至から窺える如くである。

(事例3) 大和国小東庄

天養元年(一一四四)における小東庄十八軒の屋敷も散在していた事は、既に稲垣泰彦氏の詳説するところである。



第31図 平安末・鎌倉初期若槻庄名屋敷の分布と地割形態  
 (渡辺澄夫氏により推定, 境界線は明治22年若槻村域)



第32図 小東荘屋敷分布と現集村  
 (天養元年小東荘坪付及び保延四年散位葛季正解による)

同荘の存在した曾我川左岸の河合村から広陵町にかけての部分は条里遺構が特殊な形態を示す。その意味するところは後考に待たねばならないが、第32図からも窺える如く東西方向の径溝は奈良盆地中央部と同方向を示すのに、広瀬郡十三条三里相当部分付近では南北方向の径溝のみがN8°

Wの方向を示す。従って部分的に坪の形態が菱形になったり、正しく南北方向をとる同条四里との接合部分が不明確になったりして、一筆耕地レベルの復原にはかなりの困難を伴う。このような限界内において、微地形と現地割を尊重しつつ天養元年の各屋敷所在地を推定すれば第32図の如くである。前述の若槻庄の場合と同様、屋敷未登録農民の存在した可能性はあっても、耕地面積を考慮すれば村落形態に修正を要する程ではないと考えられる。微地形的に非常に複雑な起伏を示すこの部分では、屋敷畠のほとんどを河合、長楽、沢の三集村に囲まれた内側の微高地上に比定することができる。天養元年坪付にはないが、保延四年(一二三八)の散位葛李正解に記載する十三条二里三十五坪には「免田武段、残者田堵等屋敷也」とあって、ここにも屋敷の存在した事が明らかである。十二世紀にはこの様に散

在していた屋敷分布であるが、平安末以降において、山村吉則の屋敷付近のグループ及び沢付近のグループの両者は現集村部に集中し、両者に介在する水田地帯の微高地に散在していた十軒の部分は全く廃されて田畑となっていたことになる。

#### (事例4) 畿外の諸事例

遠江国池田荘、尾張国安食荘、讃岐国善通曼茶羅各寺領においても散在する在家の分布が見られる。嘉応三年(一一七二)の遠江国池田荘立券状⁽¹⁶⁾には在家五十字を記載するが、それらは各里に分れていて、最多の里で「岡本郷式里」の六字でしかない。しかし池田庄は田三八五町余、畠一六四町余の広大な面積を占め、現作田のみでも二六一町二段三丈に及ぶ。各在家に多数の家族を考えるか、或は榎坂郷における如き在家登録農民以外に多数の農民の存在を想定せねばならないであろう。条里プランの復原は十分になされていねないが、谷岡氏の詳細なフィールドワークに基いた研究によれば、天龍川下流域に比定される同荘域内の旧中洲、自然堤防等の「微高地に占居する集落景観は、一反未満の屋敷地をもつ在家負担者を中心に、同族的なも

のが数戸ずつグループをつくる小村もしくは小さい疎集村をなしていた。⁽⁹¹⁾

水野時二氏が詳細な比定研究をしている康治二年(一一四三)の「尾張国安食荘立券文」⁽⁹²⁾の場合も、田島と共に在家七十戸の所在坪を記載しているが、唯一の例外を除く他は一坪一在家であって、ここでも疎塊村以上に密度は高くないであろう。

久安元年(一一四五)の「讃岐国善通曼荼羅寺寺領注進状」にも在家十五家があり、坪付の部分には「在所」と記載している。⁽⁹³⁾ 高重進氏は「在所某は名主某を中心とした中世的集落を示す」と表現しているが、見作田計一四町二段三二〇歩、作表二八町九反中に散在する十五家は、前述の池田、安食両荘よりもむしろ小規模な小村、もしくは散村的形態をとったものとすべきであろう。

以上、既に研究対象とされてきた畿内と畿外の各三例に若干の私見を加えつつ概観してきた。これらの事例により、奈良、平安初期におけると同様に平安後期においても散村、小村、疎塊村といった分布密度の低い小規模な村落形態の存在した事は明らかである。畿内では十四・十五世紀に、

集村化現象が少なくとも一部で存在した事も事実として認められるであろう。

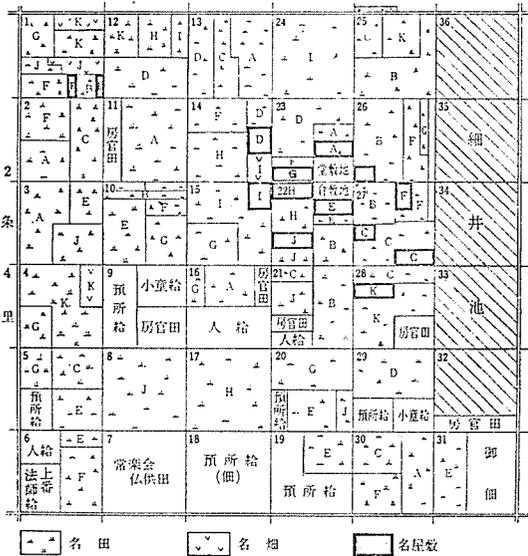
#### 四 村落形態の変遷

前二章における具体的事例の検討を通じて、奈良・平安期の畿内平野部における散村、小村、疎塊村といった村落形態の存在は確認された。しかし、例えば奈良盆地に卓越するコンパクトな集村を目的あたりにする時、それらそのままならぬ分布の村落形態が依然として例外的な地位におし込められる危険性を消し去る事ができないように思われる。前述の如き村落が後に現在のコンパクトな集村に変遷したとすれば、そこには人口増加による単なる規模の拡大のみならず、所謂集村化現象がかなり広範囲に想定されねばならない。その為には従来指摘されてきた前述の二事例のみでは十分な説得力を持たない。しかもそれらの集村化現象は十四・十五世紀におけるものであって、その後の変遷が著しいとはいえず、十三世紀の坪付図に示された乙木庄は集村であった。次にはこの集村化現象について、やはり具体的に検討しなければならない。

I 集村化現象

(事例1) 大和国池田庄

一 乘院領池田庄をとりあげて詳細な研究をした渡辺澄夫氏は、池田庄が集村であったとして、そこに米倉氏の条里式村落を連想している⁽¹⁰⁸⁾。しかし既に小林氏が明らかにしている如く、村落形態はむしろ疎塊村と表現すべきものである



名田 名畑 名屋敷  
 A: 本真名(下司), B: 重遠名, C: 有友名, D: 園本名, E: 則行名  
 F: 則元名, G: 助方名, H: 安近名, I: 重方名, J: 則嗣名,  
 K: 貞垣名

第33図 文治2年大和国池田庄(小林健太郎氏原図・一部訂正)

		添上郡三里			四里					
二 条				8 180	2 常 7	常 9	常 9 3			
				8 180	9	9 180	常 7 長 6			
				8 180	10	常 8 10	長 5 180			
				8	10	9	長 10 1 長 3			
			10	9 120	8 180	10	10	長 9		
三 条				10	4 180	8	10	長 7 10		
		5	大 5	9	7	8 180	10	10	10	
				5 240 坂免 330	1	8 180	9	10	10	10
				3 福 2	9	常 10	10	5	10	10
				6 免 4	5 伝 1	10			10	
			1 坂 7	伝 5					常 10	

第34図 延久二年興福寺雑役免田畠坪付帳所載池田庄田畠分布(単位段・歩, 長講免田は公田畠との関連から三条四里と解した) 常一常樂会免田 長一長講免田 大一大宅寺田 免一免養寺田 福一福院田 伝一伝法院田 坂一坂合社神田 数字のみ一公田畠

り、水津氏は文治二年(一一八六)の「一段屋敷には集村化の兆がある」と指摘している⁽¹⁰⁹⁾。池田庄は文治二年当時一の名田から成っており、一四カ所の名屋敷と堂、倉各一カ所が存在したが、小林氏の復原によるその分布は第33図の如くであって、現在の奈良市池田のコンパクトな集村に比してはるかに家屋密度は低い。しかもなお二カ所の屋敷は

疎塊村の部分からも離れている。

ところがこれよりさらに百年余り溯る延久二年(一〇七〇)には、興福寺雑役免田畠が第34図の如く存在していた。⁽¹⁷¹⁾

これを文治二年の屋敷畠と比較すると、例えば一坪は公田畠が八段一八〇歩であつて、この時点においても二カ所計

二四〇歩の屋敷の存在を推定する事は可能である。しかし、文治二年には一段の倉敷地及び三カ所計三段の屋敷が存在し、現在は集村の中心部であつて坪のほとんど全域が宅地となつている二十二坪は、延久二年に坪の全域に相当する

一町のすべてが公田畠であつて、そこに倉や屋敷の存在を推定する余地は残されていない。⁽¹⁷²⁾ 従つて百年余の間に少な

くとも三人が住居を移動し、かつ倉を建設していると考えるを得ず、文治二年以前にはさらにまばらな村落形態を想定せねばならない。しかも第34図から窺える如く、延久二年の興福寺雑役免田畠は各坪八段から九段の場合が圧倒的に多く、この内例えば六・十三・二十九各坪相当部分には条里的ではない不調和な地割が存在している。個別家地の検討結果や若槻庄における家敷所在坪と地割形態との関連を考え合わせる時、これらの坪にかつての屋敷地を想定

することも不可能ではない。ともあれ池田庄の場合、既に平安後期に集村化の途上にあり、文治二年に疎塊村であつた村落はそれ以前さらにまばらな分布であつた事を認めてよいと考える。

(事例2) 大和国添上郡櫛庄

東大寺領櫛庄は既に天平十年(七三八)には成立していた事が明らかであり、⁽¹⁷³⁾ 詳細な研究を發表している泉谷氏は所謂初期庄園の系譜をひくものであるとする。⁽¹⁷⁴⁾ 同庄の村落形態については、例えば阿部氏は添上郡五条五里六・七坪及び六条五里一・十二坪の四カ坪に屋敷が集中していたとし

ている。⁽¹⁷⁵⁾ 同庄の比定される天理市櫛本一帯も典型的な条里遺構地帯であるが、明治二十二年以降においては確かにこの四カ坪の部分にコンパクトな集村が立地していて他に宅地はない。しかしここでも平安期における村落形態は現在の如きコンパクトな集村ではなかつたと考えられる。

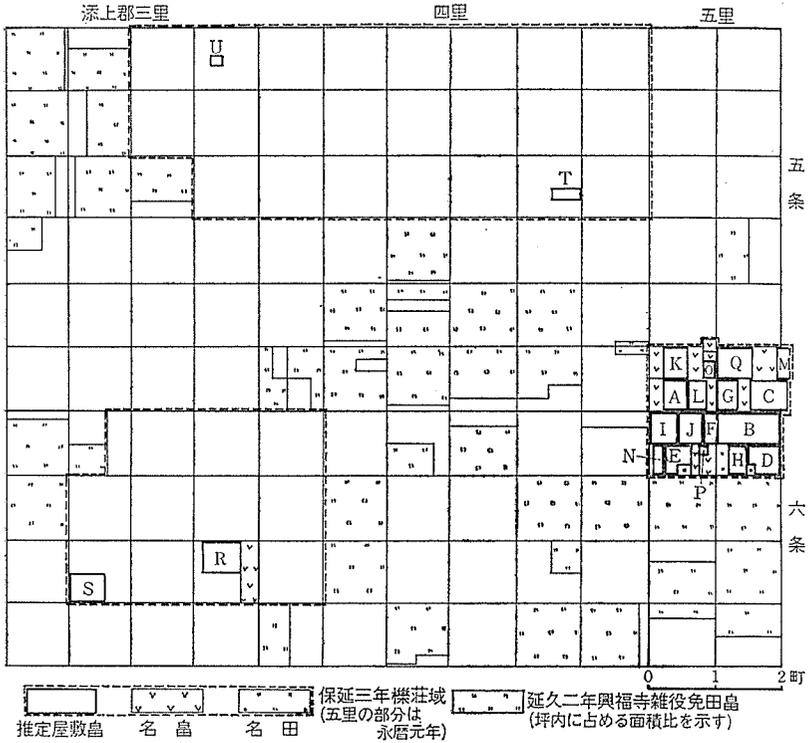
さて、櫛庄においては保延三年(一一三七)の検田帳に計一七人、⁽¹⁷⁶⁾ 保延五年(一一三九)の検田帳に計三一人、⁽¹⁷⁷⁾ 永曆元年(一一六〇)の検田帳に計二一人の経営者名を記している。⁽¹⁷⁸⁾ ところが文治四年(一一八八)の在家注進状にも計三九人の



この内四人が保延三年と同名の人物であり、二人が同名と考えられる。^(註)従って保延三年の一七人の内、少なくとも国則、乙犬丸、大宮房の三人は外畠のみの所有者であり、則任、源昭、国重の三人は庄域内の畠所有者であって、各々そこに居住していた可能性が大である。^(註)則任は下司であった。^(註)二一年後の永暦元年には庄域内に二一人の名前がみえ、その内の八人が保延五年と同名である。両方にみえる貞則が同一人であるならば、彼はこの間に外畠から庄域内に居を移したと考えられる。延行についても同様であり、彼は五条五里一坪から現集村部へ移り住んだと解される。^(註)久元は六条三里二十二坪に名前がみえて前述の三郎丸の屋敷畠を受け継いだ人物と推定される。さらに、文治四年の在家注進状にみえる三九人の内、二六人には「已上四十町也」とあって以下に一三人の名を連ねており、泉谷氏の指摘の如く前者は櫛庄域内の在家、後者は前述外畠の在家とみなすことができる。実は第35図は以上を整理して示したものであり、現在の集村部に担当する五条五里六・七坪、六条五里一・十二坪の四カ坪を中心とみると次のようである。すなわち保延三年の一七人の内、三郎丸・国則・乙犬

丸・大宮房の四人は四カ坪以外の庄内もしくは外畠居住者と考えられ、四カ坪に居住した可能性のあるのは残り一二人となる。しかし泉谷氏の指摘の如く、これが在家のすべてではなく、又この内にも前述符生時高の如き庄域外居住者のいる可能性もある。保延五年には三一人の名前がみえ、櫛庄の総面積約四〇町を考慮すれば、これが在家の総数に近いと考えて大過ないであろう。この年でも四カ坪居住者は一三人であると考えられ、現在の集村に比してはるかに家屋分布密度の低い疎塊村を想定せねばならない。それが永暦元年になると四カ坪居住者は一七人に迄増加し、少なくともその内の二名は他からの移住者と考えられる。さらに文治四年に至れば、庄域内の在家数二六人と大幅に増加している。但し、この場合にはそのすべてが必ずしも四カ坪居住者でないかも知れない。そこで庄域内全体についてみても、一六人、二一人、二六人と明らかに増加し、逆に外畠からの入作は一五人から十三人へと減少している。

この外畠はどこに存在したのかは不明であるが、櫛庄に比較的近い位置に求めるのが妥当であろう。とすれば第36図の如く三カ所に分れていた櫛庄域の中間部が距離的には



- |        |        |        |         |        |        |        |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| A : 宗方 | B : 則任 | C : 吉沢 | D : 真久  | E : 末永 | F : 源照 | G : 国重 |
| H : 久延 | I : 是助 | J : 則真 | K : 厳仁  | L : 是守 | M : 隆之 | N : 寂延 |
| O : 勝丸 | P : 貞則 | Q : 延行 | R : 力寿丸 | S : 久元 | T : 則円 | U : 為末 |

第36図 永暦元年櫛荘屋敷比定図

最も便利であろう。しかもそこには高瀬川沿いの微高地があつて、明治二十二年当時には畑地が多く、地割形態にもかなり不整形なものがみられた。さらに延久二年の興福寺雑役免田畠は第36図の如く分布しているから、この史料に関する限り各坪の残余の面積に屋敷畠を推定する余地が残されている。

以上の推論は、例えば若槻庄における如き各屋敷の分割現象等を想定しても大勢が変るものではない。従つて、平安後期における櫛荘また、池田庄と同様に既に集村化の途上にあつた事を証明できたと考える。集村化の進行した永暦元年当時まだ第36図の如き疎塊村と孤立荘宅から成つており、高瀬川沿いの微高地にも他の屋敷畠の存在が推定できることは前述の如くである。このような集村化の過程は既に泉谷氏が指摘する櫛荘民の地縁

的結合強化の時期とまさしく一致することになる。

さて、平安後期において既に集村化現象が進行中であったことが証明された今、従来集村の典型的な例とされてきた十六世紀の膳夫庄は勿論の事、十三世紀後半における乙木庄の村落形態の起源を溯らせる為には、各々その証明を要することになる。管見にその具体的検討を進め得る史料はないが、それらの形態が奈良・平安期に迄溯り得る可能性と共に、平安後期既に進行していた集村化現象の結果である可能性をも加えねばならない。

しかも、その時期は明らかではないものの、平安後期以後の集村化を考定すべき事例は以上に止まらない。

(事例3) 大和国出雲庄

渡辺澄夫、島田両氏は同庄について詳細に研究し、一六〇の名からなる同庄の田堵屋敷を現在の桜井市江包集村部に推定している。しかし、三箇院家抄第二に記載された同庄の「文治二年十二月日注進田嶋等坪付」を再び検討する時、そのように考える事はできない。

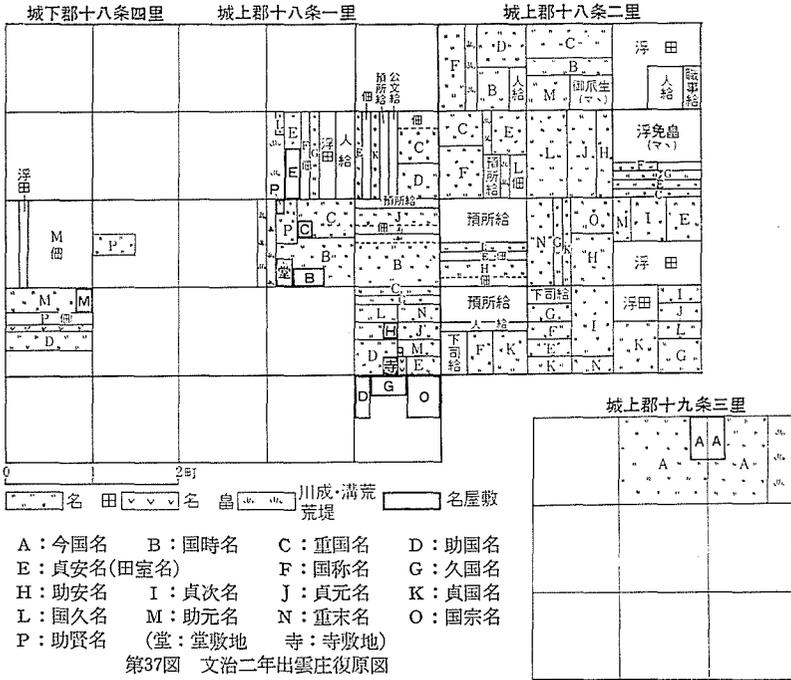
出雲庄庄域は城上郡十八条一・二里、十九条一・三里、城下郡十八条四里及び城上郡二十条一里と考えられている

「嶋田条里」に及ぶ。しかし、すべて田から成っていて、

現在も同様である最後者は当面の考察から除く。渡辺、島田両氏は城下郡十八条四里と城上郡十八条一里とを別個の里と考え、前者を田原本町笠形付近に比定しているが、秋山、服部両氏の郡界復原に従えば両者は同一の里を指すものであるから、第37図の如くその位置を修正せねばならない。このことは城下郡十八条四里二十八坪に「川成一反二六〇歩」と注記があつて、笠形付近では地形・地割から河道の存在が考え難いが、第37図の位置では初瀬川右岸に相当することとなり、納得のいく注記となる事からも明らかである。

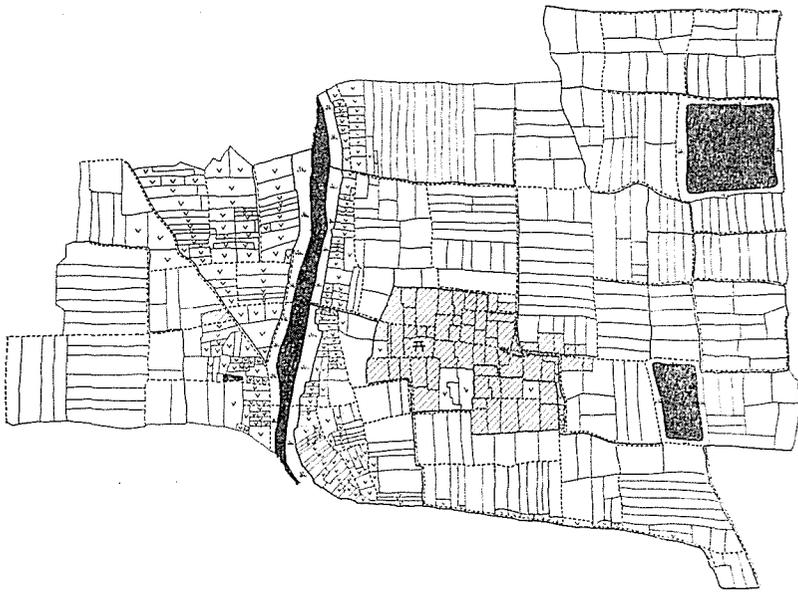
さて、文治二年坪付の末尾には次の如き記載がある。

「合三十二町二反百八十歩之内(中略)名田八丁七反百廿ト、田堵屋敷八反五十ト、定田一丁二段百五十ト之内、寺敷地一反、田堵屋敷六反三百十ト、浮田一反二百ト、名嶋三反」。一方坪付の部分に記載された名田には、一六人の内一〇人に嶋と注記のある土地が含まれている。この一〇人の嶋を合計してみると八段三一〇歩となり、末尾の記載にある田堵屋敷八段五〇歩と近似する。しかもこの内には



二筆以上を保有している者四人が含まれ、今国名の場合には後述の如く一区画をなしていたと考えられるが、他の三人の場合には隔った坪に存在する。そこでこの助国・貞安・助元各名の面積の少ない方の畠三筆、計二五〇歩を除けば八段六〇歩となって田堵屋敷八段五〇歩と極めて近い値となる。従って以上の十人の畠は彼らの屋敷畠であったと考えてよいであろう。末尾の記載にある寺敷地一反も又、やはり坪付中に二カ所にわたってある「堂敷地大」と「寺敷地小」の合計面積を示すと考えられる。以上の如く解すれば、残り六人の屋敷所在地が不明となってしまうが、この事は田堵屋敷六段三一〇歩が別に記載されている事と関連するようには思われる。

現在の江包集村部周辺には非常に規則的な地割が卓越するが、明治二十二年当時には第38図の如き状態であった。とりわけ著しい変化が見られるのは江包集村部北西部の十八条一里二十九坪相当部分であり、以前はかなり不規則な地割が存在した事に注目しておきたい。このような地割形態及び土地利用に、さらに微細



第38図 明治二十年江包村地籍図(記号のない部分は田)

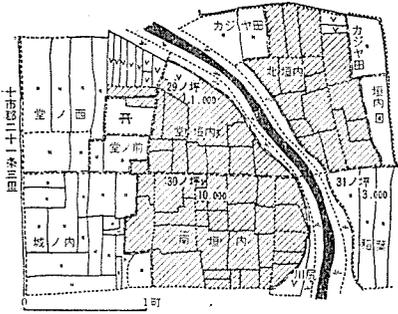
な微地形条件をも加味して出雲庄の復原を試みると第37図の如くである。現集村部周辺には寺・堂が二坪にわたって存在し、九カ所の屋敷が五カ坪にわたって分布していることになる。現在の江包集村部に踏襲されているのは四カ所の屋敷畠と堂敷地のみであり、ここでももとは田畠が卓越していたことになる。もし、畠と注記のある部分を屋敷畠と解した事が誤りであれば、この部分には寺と堂以外耕地しか存在しなかったことになり、田堵屋敷の所在は全く不明となってしまう。先の推論及び右の復原は大過ないものと考えざるを得ない。

従って第37図から明らかな如く、江包南部及び西部に残された史料を欠く部分に別の屋敷を想定したとしても、現在の集村にはほど遠いまばらな分布の疎塊村となる。しかも初瀬川西岸に助元名、箸墓西部に今国名が各々周囲に名田をめぐらす孤立荘宅として存在していた。とりわけ後者の場合は顕著であり、箸墓北西部で堤を背後にひかえ、二カ坪全部を経営していた事になる。このような形態は池田庄・樺庄等とも類似し、やはり集村化現象を経て現在に至っていると考えねばならない。

次には延久二年(一〇七〇)興福寺雜役免田畠を中心にした村落形態を考えてみたい。但し、村落形態の起源は勿論の事、村落の起源を知る事も決して容易ではない。従って、少なくとも式内社を擁し、平安期にまで村落の起源を溯り得る可能性のある場合に限っていくつかの事例を検討する。

(事例4) 樫原市東竹田町

樫原市八木東北方の寺川岸にある旧十市郡竹田村には式内社竹田神社がある。新選姓氏録に「仁徳天皇御世。大和国十市郡刑坂川之辺。有竹田神社。因以為氏神。同居住焉。緑竹大美。供御箸竹。因茲賜竹田川辺連。」と見え



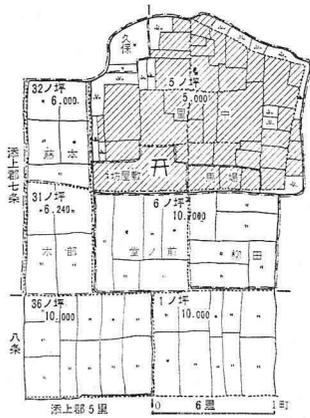
第39図 樫原市東竹田町明治22年地籍図  
と延久2年興福寺雜役免田畠分布  
(単位、段・歩)

るところの竹田氏の本貫地と考えられているところから、村落の起源も古代にまで溯り得る可能性がある。明治二十二年の竹田村は第39図のようになつて十市郡東二十

一条三里三十坪に当る南垣内を中心とした典型的な集村となつてゐる。竹田神社は同条里二十坪に相当する位置にあつて社地移動の事は聞かない。ところが延久二年当時は、現在の集村の中心部分となつてゐる三十坪全域が公田畠となつてゐる他、二十九、三十一、三十三各坪等にも第39図の如く公田畠及び右馬寮田が存在してゐた。従つて当時の村落は現状と甚だ異り、散村の形態もしくは小字堂垣内の自然堤防を中心とした小村を想定しなければならぬ事になる。

(事例5) 天理市田部町

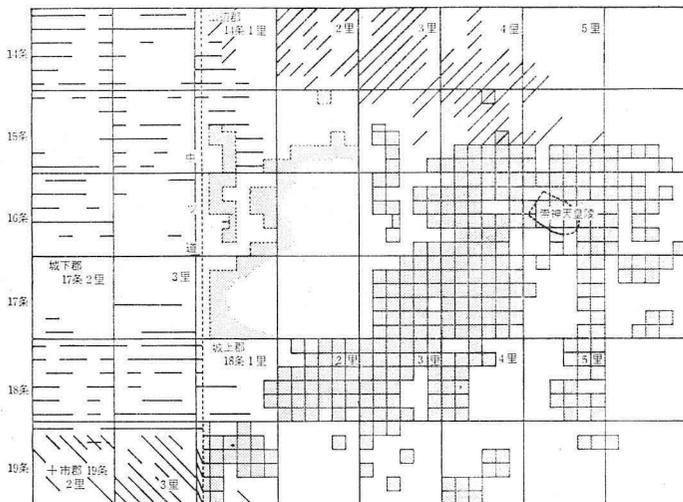
天理市北郊の旧山辺郡田部村には式内社祝田神社が存在する。延久二年興福寺雜役免坪付には「田倍西庄・田倍南庄・田倍東庄」といった庄名もみえるところから、村落の起源も少なくとも平安期まで溯る事は認めてよいであろう。洪積丘陵末端以下に立地する旧田部村は、明治中頃には第40図の如く周囲に水路をめぐらし、一部には土塁を連想させる敷をも残した典型的な環濠集落となつてゐる。式内社は環濠内の字坊屋敷にあつて、社地の移動の話は伝わらない。この環濠集落は山辺郡七条六里五坪相当部分全域と同



第40図 天理市田部町地籍図  
(明治中期)と延久2年  
興福寺雑役免田畠分布  
(単位、段・歩)

条里四坪及び同条五里三十二坪の一部を占めていることになる。延久二年当時には第40図の如く、前者に田倍西庄に属する公田畠五段、最後者に六段が存在したから、田倍西庄の田畠計三四町余を耕作した人々の住居をすべて現在の集村部に求める事は不可能である。東竹田町と同様に、式内社付近に少数の屋敷を推定する事は可能であるが、他は周辺の田畑中に散在していた可能性が高く、それが後に集村化して環濠集落を形成したと考えざるを得ない。

ところで秋山・服部両氏の郡界復原によれば、城上郡条里は十五・十六・十七の各条が下ッ道から数えて六里目すなわち中ッ道から二里を隔てた部分を起点とし、十八条以下二十二条迄は中ッ道を起点としていた。そこで両氏の説



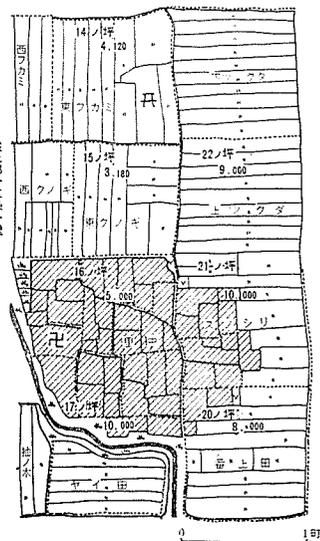
第41図 延久二年興福寺大和国雑役免坪付帳にみる  
城上郡及び周辺諸郡の条里プラン

に従って、城上郡及びその周辺部分の延久二年興福寺雑役免田畠を机上復原してみると第41図の如くなる。しかしこれでは、例えば城上郡十五条二里二十四坪が山辺郡中の

飛地となり、さらには城上郡十六条三里の田島が崇神天皇陵上に存在したり、十六・十七条四里の田島が深く山に入り込んでしまうといった甚しい矛盾をきたす。ところが一方、十五・十六・十七各条の中道以東に広大な空白部分が存在するので、この三カ条も十八条以下と同様に中道から数えていると仮定して二里西方へずらしてみると、第41図にも示した如く前述の矛盾はすべて解決され、山辺郡・城下郡との境界部分も無理なく連なる。従って、少なくとも本史料に関する限り以上の如く解されるべきであり、当時の郡界についても再考を要することになろう。このことから、村落形態についてはさらに次の事例を検討する事ができる。

(事例6) 天理市海知

天理市柳本町西方の旧海知村は典型的な条里遺構中に立地する集村である。明治二十二年当時には、第42図の如く村落の中心部小字里中の周囲を水路がめぐって、その点では環濠集落的色彩をもつといえよう。もともと同集村北部の小字東フカミに式内社倭恩智神社が⁽³⁶⁾あって、現在は同集村南辺に移動している。管見にはこれ以上に起源を



第42図 天理市海知明治22年地籍図と延久二年興福寺雑役免田島分布(単位、段・歩)

知る手掛りはないが、一応平安期まで溯り得る可能性を認めてよいと考える。とすればここでも、延久当時には小字里中に相当する坪に五段の公田島が存在した他、周囲に第42図の如く興福寺雑役免田島が展開して、現在の如き大規模な集村は想定し得ない。

(事例7) 田原本町蔵堂

初瀬川右岸の田原本町蔵堂にも式内社久須美神社が存在する事から⁽³⁶⁾、やはり村落の起源も延喜式当時まで溯る可能性を認めねばならない。現集村の宅地が及ぶのは城上郡十七条一里七・八・九・十五 十六・十七各坪に相当する部分であるが、それらの各坪にはいずれも、延久当時小蔵

西南庄及び野辺庄に属する公田畠六八段が存在していた。⁽³⁰⁸⁾ 当時の微地形を正確に知る事はできないが、蔵堂には今なお初瀬川の後背湿地に当る著しい低地が残っている。以上を考え合わせる時、平安後期において多少とも家屋の集まった村落形態を想定するならば、田畠を介在したルーズなまとまりの疎塊村を想定すべきであり、現在の如き集村を想定する事は困難である。

以上興福寺雑役免田畠との関連において検討してきた四例は、現在いずれも式内在を擁する集村であるが、平安後期にはそこに小村や小規模な疎塊村しか推定し得なかった。しかも田畠が必ずしも興福寺雑役免田畠に限られるわけではない事は勿論の事であるから、中にはさらに小規模なもの或は分散した形態を想定すべきものもあるかも知れない。いずれにしろ、延久二年以後における集村化現象を推定せしめるものである。

すなわち本節においては、集村化が畿内平野部村落ではかなり一般的にみられた現象であったことを明らかにし、しかも一部では平安後期に既に集村化の過程に入っていた村落の存在した事も証明した。

## 2 集村化の随伴現象

既に、奈良・平安期の村落形態を具体的に吟味し得る管見の事例はすべて検討し終えた。そこで存在の明らかになつた村落形態は孤立荘宅と小村と疎塊村であつて、決してコンパクトな集村ではなかった。従来集村の例とされてきたものもこの例外ではなかった。集村化がかなり一般的な現象であつて、現景観はその結果である事も前述の如くである。

しかし一方、奈良・平安期における以上の如き村落形態は決して一括できるような単一の性格のものではない。⁽³⁰⁹⁾ 当時の畿内村落がかなりの地域差を有していた事を改めて確認しておかねばならない。平安後期において早くも集村化の途上にあつた櫛庄・池田庄等はその顕著な事例である。唯畿内の場合、例えば集村化現象がみられ、その前後の村落形態が異なるとはいつても、村落をささえるのはいずれも条里プランに規制された耕地であり、平安後期の場合に至つては中世末の戦乱程に顕著な社会的現象も指摘されてい⁽³¹⁰⁾ない。従つて、本稿で明らかにしたところの孤立荘宅・小村・疎塊村といつた村落形態及び集村化現象が、

景観（地域）発展の中に占める位置付けとその支持要因を究明することが次の課題になる。限られた史料であり、原因と結果は峻別できないが、村落の基盤であった耕地と、例えば郷の如き村落の枠組について検討を加えることが多少ともこの目的に資するであろう。

(1) 不安定耕地の存在と現作田の増加

奈良・平安期の土地利用については、稿を改めて述べるべきとしながらも、先に次のことを指摘しておいた。すなわち、現在は農耕地が充填している奈良盆地であるが、平安期にはしばしば非耕地を介在しており、耕地そのものも決して今日の如く毎年繰り返し耕作されるような安定したものではなかった。視点や事例は異なるが、前述の戸田⁽²¹²⁾・吉田⁽²¹³⁾両氏の他、原島⁽²¹⁴⁾礼二、高重進⁽²¹⁵⁾各氏も類似の現象に論及している。平安期の農民は、奈良盆地においてすら、非耕地を介在した、しかも常に再開発の努力を要する多くの不安定耕地を経営していた事になる。当時のこのような耕地上に孤立荘宅や小村が確認された事は、アクティブ・フアン上に成立した砺波散村の農家と耕地を想起させる⁽²¹⁶⁾。

ところで、八賀晋氏によれば弥生時代から古墳時代にか

けての耕地はグライ土壌群の部分から灰色土壌群及び灰褐色土壌群に及んでいったとされており、充填の程度は不明であるが、古墳時代末迄には一応盆地全域に村落と耕地が分布したものと推定される。前述の弘福寺領の事例も奈良盆地の約五六%を占める灰色土壌群の部分にあって、地形・地割形態のみならず土壌的にも例外的事例ではない事になる。さらに十一世紀には荘園の年貢が段別三斗から五斗へと引き上げられているとする指摘や、二毛作の起源が十二世紀初頭に認められるとする指摘をも考慮すれば、前述の如き平安期の耕地の状態は、緩慢とはいえ徐々に上昇しつつあった農業生産の一断面を示すものである可能性が高い。

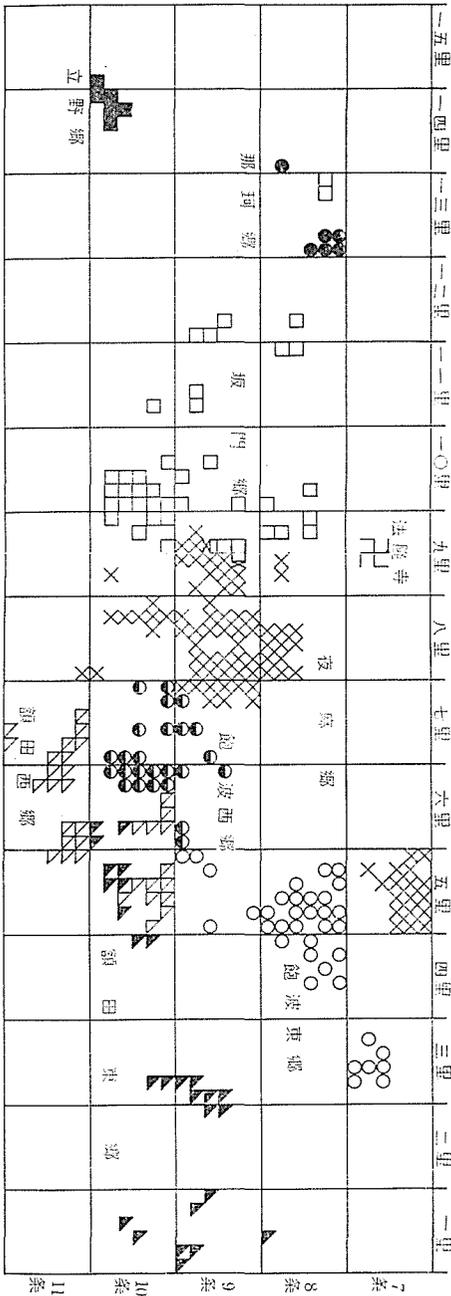
平安後期に既に集村化の途上にあつた櫛庄の場合、集村化が庄民の結合強化と関連していたが、同時にそこでは農業経営の発展も認められる。天曆四年(九五〇)には「常荒并古今年荒十二町七段二百七十二步」⁽²¹⁷⁾があつて約四二%の耕作率でしかなかったものが、保延三年(一一三七)には約八一%、現作田三三町となり、建仁三年に至ればさらに増加して三四町二段二四〇歩の現作田を有するようになる⁽²¹⁸⁾。

過に注目すべきである。東大寺領をめぐる政治的動向をも考慮すべきことは勿論であるが、明らかに経営の発展している事は事実であり、集村化現象が生産力の高まった耕地上に展開している事は興味深い事である。

(2) 倭名抄郷の細分化

畿内平野部において耕地の安定化と共に現作田が増加しつつあり、一部では集村化が進行していた事の判明した平安後期には、律令制下の郡・郷の土地制度史的な解体と変

第43図 11世紀頃の平群郡郷域 (興福寺雑役宛坪村等による)



容が問題とされている。松岡久人氏による郷長の消滅とそれに代る刀禰の証判出現の問題⁽²²³⁾、或は坂本賞三氏による別名制立の指摘等である⁽²²⁴⁾。ここではその空間的側面が明らかにされねばならない。令制郡は平安後期にいくつか細分されるような形で史料に現れ、服部氏は「十世紀中頃をもって歴史的領域から歴史的地域へと転化した」とする⁽²²⁵⁾。さらにその下部でも、備後国大田庄において高重氏が「二次郷」の形成を指摘し⁽²²⁶⁾、水津氏が「集村化現象が郷から集落

第2表 平安遺文にみえる倭名抄以外郷名 (畿内)

倭名抄以外郷名	見平安遺文	史料巻一 号	初見年	(西暦)	所在地
大岡中郷	2	326号	寛和3年	987年	大和国添上部
楊生中郷	2	494	治安3	1023	" 添上部
大楊生郷	9	4884	養和2	1182	" 添上部
山郷	10	補19	承暦4	1080	" "
興福寺東郷	5	2027	天治2	1125	" 添上部
東大寺郷	6	2707	久安6	1150	" 添上部
坂原郷	6	2827	久寿2	1155	" 添上部
秋篠郷	7	3186	応保2	1162	" 添上部
穂積郷	2	302	安和2	969	" 山辺郡
永原郷	4	1339	嘉保2	1095	" 山辺郡12条6里
水黄郷	6	2990	平治元	1159	" 14条3里
水間郷	8	3916	治承4	1180	" "
万弓郷	3	1040	延久元	1069	" "
福智郷	9	3596	長保3	1001	" "
坂合部郷	7	3463	仁安3	1168	" "
二見郷	7	3463	仁安3	1168	" "
二見南郷	7	3788	安元3	1177	" "
遠津川郷	6	2459	永治2	1142	" "
飽波東郷	9	4640	延久2	1170	" 平群部
飽波西郷	9	4640	延久2	1070	" 平群部
額田東郷	9	4640	延久5	1170	" 平群部
額田西郷	9	4640	延久2	1070	" 平群部
立野郷	9	4640	延久2	1070	" 平群部
麻谷郷	5	1973	保安3	1122	山城国久世部
狭山郷	5	1973	保安3	1122	" 久世部
東郷	5	1973	保安3	1122	" 久世部
綺市郷	5	1801	永久元	1113	" 相楽部
有市郷	5	1998	保安4	1123	" 相楽部
大原郷	5	1998	保安4	1123	" 相楽部
大原郷	5	1998	保安4	1123	" 相楽部
小栗郷	1	283	康保元	964	" 宇治部
石郷	6	2922	保元3	1158	" 宇治部
伏見郷	5	1973	保安3	1122	" 紀伊部
土師郷	5	1801	永久元	1113	" "
栗野郷	5	1818	大治2	1127	" "
栗郷	6	2628	久安3	1147	" "
早郷	10	4946	永保元	1081	河内国河内部
山城郷	10	5055	承安2	1172	河内国石川部
水成郷	2	623	寛徳2	1045	摂津国島上郡
立野郷	8	4207	元暦元	1184	摂津国

備考：池辺福：和名類聚抄郷名考証（昭和41年）により下記を除いた。

1. 高山寺本に「檜中郷」刊本に「猶郷」とあるのでその両者
2. 平安遺文に「下辺郷」とあるも「下島郷」とも「下島郷」とも判読可という。

レベルへの基礎地域の緊縮、すなわち中世以降における惣  
 村制の成立と対応する「との展望を与えている如き視点を  
 (227)  
 重視すべきである。  
 平安期の畿内平野部に戻ろう。第43図は大和国平群郡に  
 おける延久二年(一〇七〇)興福寺雑役免坪付及びその前後  
 (228)  
 の売券類による郷域を示したものである。倭名抄には平群  
 郡に那珂・飽波・夜麻・坂門・額田・平群の六郷名を記載  
 (229)  
 しているが、この内の額田・飽波各郷が東西に分割されて

各々第43図の如くまとまりを有し、新しく立野郷も出現する。境域の点については速断を避けねばならないが、倭名抄の郷が九世紀前半頃の政治単位を示すことは認めてもよいであろうし、足利氏による郷倉の指摘(註23)をも考慮すれば何らかの地域的なまとまりを形成していた可能性も高い。その倭名抄郷が第43図の如く変化し、比較的小範圍となり、明確な境域を有するようになっていた事が注目される。

しかも、類似の現象は、第2表に示した如く畿内各所に散見する。(註24)平安遣文収録文書にみえるこのような倭名抄以外の郷名には、平群郡における如き郷レベルの変化を反映したものが多く考えられる。例えば大岡中郷は、大岡郷の一部の充填と関連するものと考えられる可能性が高いが、前述の如く大岡中郷が櫛庄付近に比定されるとすれば、そこは平安後期にまさしく農業経営が進展し、集村化が進行していた場所である。

やはり集村化の途上にあつた池田庄の場合でも事情は類似する。延久二年興福寺雑役免坪付にみえる池田庄田畠(註25)は添上郡二条三・四里及び三条三・四里に分布し、村落形態も前述のように散村もしくはいくつかの小村しか想定でき

なかつた。ところが二条四里内にはぼ円田化した文治二年（一一八六）の池田庄では、中央に疎塊村が出現して、庄域の緊縮と集村化現象が対応している。(註26)しかし、平安期の集村化が一部のしかもまだ完結していない現象であつた事は前述の各事例から明らかであり、郷が分割され、空間的に小規模化していったとはいつても、第43図からも窺える如く、その範圍はまだまだ広大である。

本節において、一部推測をも混じえつつ検討した耕地及び郷の変遷については、他日改めて詳細な研究を加えるべきであろう。しかし、本稿で明らかになつたところの孤立荘宅・小村・疎塊村といった村落形態及び集村化現象が景観発展の中に占める位置を明らかにするという目的は達し得たと考える。

## 結 語

以上、従来の村落形態研究における景観把握の問題点を指摘し、それを克服しつつ具体的事例を追求してきた。実証された個々の事例については殊更結語を必要としないであろうが、奈良・平安期の畿内平野部には孤立荘宅・小

村・小規模な疎塊村がかなり一般的に存在した事が判明した。従来集村と解されていたものもこの例外ではなく、管見の事例にコンパクトな集村は見出し得なかった。集村化現象がむしろ普遍的なものであり、既に平安後期にその途上にあつた事例も確認した。以上の如き村落形態とその変遷が占める景観（地域）発展の中の位置付けも得られた。もとより残された課題は多い。景観発展のプロセス解明の為には、さらに多方面からの分析が加えられねばならぬ。⁽³²⁶⁾

- ① Melzen, A.: *Siedlung und Agrarwesen der Westgermanen und Ostgermanen, der Kelten, Römer, Finnen und Slawen*, 1895.  
以下の考察に関連する限りにおいても、米倉二郎氏（『東亜の集落』三一頁～三七頁、昭和三十五年）の紹介の他、後述水津一朗氏の論考にもとりあげられている。
- ② 水津一朗「形態と発生」（木内信藏・西川治編『地理学総論』〔朝倉地理学講座Ⅰ〕所収、昭和四二年）。
- ③ 水津一朗「中世ヨーロッパにおける村落と耕地について——農牧混合地域における『基礎地域』の内部構造に関する村落地理学——」（『京都大学文学部研究紀要』一〇、昭和四一年）。
- ④ 坂口慶治「廃村（Wüstung）の研究」（『人文地理』二〇巻六号、昭和四三年）。
- 浮田典良『北西ドイツ農村の歴史地理学的研究』三四頁～三六頁、昭和四五年。
- ⑤ 水津一朗、前掲②。
- ⑥ 拙稿「砺波平野における中世開発と表土との関連についての若干の考察」（『人文地理』二二巻四号、昭和四五年）。
- ⑦ Hövermann, J.: *Über Methoden und Probleme der Siedlungsgeographie, Die Erde, Heft. 2*, 1957.
- ⑧ Schlüter, O.: *Die Ziele der Geographie des Menschen*, 1906.  
水津一朗「シェリターと文化景観の形態学」（『地理』八巻一二号、昭和三八年）。水津一朗「ドイツにおける歴史地理学の特徴——シェリターの地理学をめぐって——」（『歴史地理学紀要Ⅰ——本質と方法——』所収、昭和三四年）。
- ⑨ 水津一朗「社会集団の生活空間——その社会地理学的研究——」三八七頁～四四六頁、昭和四四年、及び前掲②、③。
- ⑩ 藤岡謙二郎「先史地域及び都市域の研究——地理学における地域変遷史的研究の立場——」四二頁～五五頁、昭和三〇年。
- ⑪ 谷岡武雄『平野の地理——平野の発達と開発に関する比較歴史地理学方法論——』七一頁～一〇二頁、昭和三八年。
- ⑫ 米倉二郎「農村計画としての条里制——我園中古の村落と其耕地——」（『地理論叢』第一輯、昭和七年）。  
米倉二郎「律令時代初期の村落——三十戸一里に就いて——」（『地理論叢』第二輯、昭和八年）。
- ⑬ 小牧実繁「先史地理学研究」四〇～一〇六頁、昭和二年。
- ⑭ 例えば、「計画村における原理的宅地割」（『集落の歴史地理』二〇頁）、「原理的宅地区画」（『条里村落の理想型』〔東亜の集落』一六五～一七〇頁）など。
- ⑮ 谷岡武雄「古代村落に於ける条里制の諸問題——歴史地理学より観たる古代村落——」（『立命館創立五十周年記念論文集文学篇』所収、昭和二五年）。

- ①⑥ 藤岡謙二郎『日本歴史地理序説』一四七～一五二頁、昭和三十七年。
- ①⑦ 堀部日出男「大和環濠聚落の史的研究」(『榎原考古学研究所紀要 考古学論叢第一冊』所収、昭和二十六年)。
- ①⑧ 藤岡謙二郎、前掲⑩、一五二～一八三頁。
- ①⑨ 渡辺澄夫「環濠集落の形成と郷村制との関係——大乗院領大和国若槻庄を中心として——」(『史学研究』五〇号、昭和二十八年)。
- 但し、以下は、同氏『増訂畿内庄園の基礎構造・下』、昭和四五年、によつた。
- ②① 水津一郎「中世における集村化現象(発表要旨)」(『人文地理』一七巻四号、昭和四〇年)。
- 小林健太郎「中世」(藤岡謙二郎編『歴史地理学』、(朝倉地理学講座) 7) 所収、昭和四二年)。
- ②② 岸俊男「古代村落制度の問題」(『日本歴史』二三、昭和四五年)。
- ②③ 宮本敦「古代村落社会研究史——家族・構成・土地関係——中・下」(『歴史教育』四巻七・八号、昭和三十一年)。
- ②④ 島田次郎「日本中世村落史研究の課題と方法」(同氏編『日本中世村落史の研究』所収、昭和四一年)。
- ②⑤ 渡辺久雄「条里制の研究」一〇九～一二〇頁、昭和四三年)。
- ②⑥ 奥田真啓「荘園前村落の構造について」(『史学雑誌』五八巻三号、昭和二十四年)。
- ②⑦ 第28図参照。
- ②⑧ 阿部猛「平安時代における畿内荘園の構造——東大寺領大和国榛庄——」(『日本歴史』一一七、昭和三十三年)。
- ②⑨ 泉谷康夫「東大寺領榛庄について 上・下」(『ヒストリア』三〇、三二、昭和三六、三七年)。
- ②⑩ 渡辺澄夫「畿内庄園の基礎構造・上」八一～一〇八頁、昭和四五年)。
- ②⑪ 島田次郎「畿内荘園における中世村落——大乗院領大和国出雲荘を中心として——」(宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 古代中世編』所収、昭和四二年)。
- 水津一郎、前掲⑩。
- 小林健太郎、前掲⑩。
- ③① 泉谷康夫「奈良・平安時代の畠制度」(『史林』四五巻五号、昭和三十三年)。
- ③② 『平安遺文』二卷四四四号。
- ③③ 『平安遺文』二卷四七三号。
- ③④ 『平安遺文』三卷六八三号。
- ③⑤ 『平安遺文』三卷一〇八九号。
- ③⑥ 吉田晶「平安期の開発に関する二三の問題」(『史林』四八巻六号、昭和四〇年)。
- ③⑦ 戸田芳実「中世初期農業の一特質——見作と年荒をめぐって——」(論史会編『国史論集一』所収、昭和四四年)。
- ③⑧ 大井重二郎「平城京と条坊制度の研究」一七三～二〇一頁、昭和四一年)。
- ③⑨ 売券を集中的にとりあげたものとしては例えば次の如き論文がある。坂本賞三「八・九世紀の売券に関する一考察」(『史学研究』七〇、昭和三十三年)。菊地康明「古代の土地売買について」(『史林』四八巻二号、昭和四〇年、同四九巻四・五号、昭和四一年)。藤井一二「平安時代の土地売買について」(『日本歴史』二七一号、昭和四五年)。
- しかし、それらにおいて、個々の史料の示す具体的な家地そのものが問題とされることは少なかった。この間にあつて、次の二論文の傾向は注目される。
- 戸田芳実「律令制下の『老』の変動」(同氏著『日本領土制成立史の研究』七四～一三三頁、昭和四二年)。岸俊男「家・戸・保」(『律

令国家と貴族社会」所収、昭和四四年)。

40 福山敏男「山城国葛野郡の条里について」(『歴史地理』七一巻四号昭和三年)。

41 米倉二郎「山城の条里と平安京」(『史林』三九巻三号、昭和三一年)。

42 宮本敦「山城国葛野郡班田図について」(『続日本紀研究』六巻三号、昭和三四年)。

43 福山説では「四ノ坪」に四・十四・二十四・三十四坪のいずれも該当せず、「六ノ坪」についても同様である。第1図の如く修正すれば前者に四坪、後者に十六坪が相当することになる。

44 『平安遺文』一卷一六八号。

45 家地ではないが、後年同坪内に「島、一段一八〇歩」が存在した事が見える(寛仁三年十一月廿日、『平安遺文』二巻四八二号)。しかしさらに長寛二年には『平安遺文』七巻三二九四号)同坪内に、本文家地面積と同様の四段二四〇歩の島をはじめ、一段一八〇歩、一段二四〇歩の各島があつて若干の疑問が残るが、本文の如く解して誤りないと思われる。

46 『平安遺文』二巻四七〇号。

47 この他同坪内には、二段の田地相博状(『平安遺文』二巻四五四号)及び島二段と地目不明の一段二〇〇歩を記す長寛二年の文書(『平安遺文』七巻三二九四号)がある。

例えば、仮りに四至記載にある私領が家地であつたとしても、一段二三〇歩の周辺に各一区ずつと、寛弘七年の二段で坪内のほとんどが占められる事になるであらう。

48 岸俊男「家・戸・保」(『律令国家と貴族社会』所収、昭和四四年)。

49 『平安遺文』四巻一七二八号。

50 福山敏男、前掲40。

51 既に岸俊男氏による家地配置推定図(前掲48)があるが、北家の四

至にある西と南が入れ代わっている為に事実とは相違する。

52 この他、『平安遺文』一卷九三号文書の示す家地も同坪のものであるが、既に岸氏の指摘にある如く(前掲48)、3A・Cの家地と重複すると考えられる。

53 米倉二郎、前掲41。

54 須磨千穎「山城国紀伊郡の条里について」(『史学雑誌』六五巻四号、昭和三一年)。

55 国土地理院『二万五千分の一土地条件図・京都南部』。

56 黒河春村考証・水戸彰考館蔵「山城国山科郷古図」(『歴史地理』三巻八号、明治三四年)。

57 藤田明「山城国山科郷古図略考」(『歴史地理』五巻三、四、五号、明治三六年)。

58 足利健亮「律令時代における郡家の歴史地理学的研究——遺趾の探究と復原の試み——」(『歴史地理学紀要V——考古地理学——』所収、昭和三八年)。

59 田村吉永「山城国宇治郡の条里坪付と醍醐御陵の兆域について」(『史迹と美術』二七輯二七七号、昭和三年)。

60 岸俊男、前掲48。

61 但し、戸田秀美氏によれば『日本領土制成立史の研究』八一〜八三頁)、「熟地」は家地内の耕地を示すという。

62 秋山日出雄「大和国条里推定復原図」(『図説日本文化史大系』3 奈良時代)所収、昭和三一年)。「条里制地割の施行起源——大和南部条里の復原を手掛りとして——」(『日本古文化論攷』所収、昭和四五年)。

63 『平安遺文』九巻四六三九・四六四〇号。

64 吉田東伍『大日本地名辞書 上巻』、明治三三年。

但し、同書は檜中郷を旧佐保村から旧奈良坂村付近に比定している。泉谷康夫「公田変質の一考察」(『歴史評論』一〇六号、昭和三四年)。

- ① 『平安遺文』三卷一〇二八号。  
 ② 『平安遺文』五卷一八八〇号。  
 ③ 『平安遺文』五卷二四〇九号。  
 ④ 『平安遺文』九卷四六三九・四六四〇号。  
 ⑤ 『平安遺文』九卷四六三九・四六四〇号。  
 ⑥ 例えば『平安遺文』二卷一一一号、四卷一七四六号、五卷一八一  
 二号、一八一三号、二二一六号、七卷三四四一―一  
 ⑦ 『平安遺文』四卷一三七四号。  
 ⑧ 『平安遺文』四卷一三七四号。  
 ⑨ 『平安遺文』四卷一三七四号。  
 ⑩ 但し、「地二段百廿歩」と記載しているので、15C文書等と重複す  
 る土地の可能性もある。  
 ⑪ 『平安遺文』四卷一七四六号。  
 ⑫ 『平安遺文』五卷一八一三号。  
 ⑬ 『平安遺文』七卷三四四一―一。  
 ⑭ 『平安遺文』四卷一七四六号。  
 ⑮ 第43図参照。  
 ⑯ 秋山日出雄、前掲六一。  
 ⑰ 推定プランを点線で示してある。  
 ⑱ 服部昌之「奈良盆地西部の小糸里区」(『F・H・G』一三、昭和四  
 四年)。  
 ⑲ 『平安遺文』九卷四六三九・四六四〇号。  
 ⑳ 『平安遺文』四卷一六六四号。  
 ㉑ 事例6同様、ここでも「熟地」内に建物があったと考えざるを得な  
 い。  
 ㉒ 『平安遺文』六卷二六五二号。  
 ㉓ 柱間が「五間」の板屋はかなり大きな建物と推定され、しかも同一  
 規模のものであるから、二区の家地に一字ずつと考えるのが自然のよ  
 うに思われる。  
 ㉔ 『平安遺文』二卷四五一号。  
 ㉕ 例えば「同坪北辺池内三段」(二卷四七六号)を「同坪北へ池内三  
 段」(二卷四八五号)と表現している如きである。  
 ㉖ 谷岡武雄「吉野川流域における糸里」(藤岡謙二郎編「河谷の歴史地  
 理―柳田川・紀ノ川流域」所収、昭和三年)。  
 ㉗ 谷岡氏(前掲㉖)は吉野川北岸について「里は北の郡境より南へ数  
 え進んだものであろう」とし、南岸について「糸は東の郡境より西へ、  
 里は各条毎に南より北へ数え進んだ可能性が多い」としている。  
 ㉘ 計一五通の柴山寺跡にみえる各坪の最大田積をとった。次に『平安  
 遺文』の史料番号を記しておく。三四一、三五九、四四三、四五一、  
 四七一、四七八、四八四、五〇三、五一六、五七二、五九五、六三八、  
 六八四、七二四、九二五号。  
 ㉙ この推定は重阪峠・佐味峠といった地名とも、又佐味条と重坂条に  
 約一里のズレがあるのは現郡界とも矛盾しない。さらに佐味条七里に  
 関する記載の中に「河北御寺東西并小寺前合五段半」(『平安遺文』三  
 四一―一)、「寺内」(四七八号)、「寺廻」(七二四号)といった記載があ  
 り、それらが柴山寺に関連するものであれば、柴山寺の位置とも矛盾  
 しない。重坂条五里に記載する(三三五九号)「大炊屋西」、「御倉西」、  
 「大門橋本田」、「御塔東」といった記載の意味が不明であることも付  
 言しておかねばならぬが、以上の推定を根拠から覆すものではない  
 であろう。「宇智郡阿施郷鶴野村佐味条七里十坪四段百歩」(三五九  
 号)という記載があつて佐味条七里の内の少なくとも一部が鶴野村に  
 当時属したことが窺えるが、第39・40図で推定した佐味条六里から七  
 里の部分にかけてが現在の五条市宇野町であることによつてもこのこ  
 とは傍証される。  
 ㉚ 藤岡謙二郎「糸里制地割と現在の景観との問題」(藤岡謙二郎編「畿

内歴史地理研究』所収、昭和三十三年。

既に同文書による景観推定の試みがなされている。

H及び、H文書については戸田芳実『日本領主制成立史の研究』八四～八五頁、昭和四十二年においてとりあげられている。

I文書には糸里の記載があるが、谷岡武雄氏(『平野の開発』三〇～三四頁、昭和三九年)に指摘されている如く、誤記であると考えられ、しかも里は固有名詞であり、具体的検討を控えた。

既に戸田芳実氏がとりあげている(『日本領主制成立史の研究』七八～七九頁、昭和四十二年)。

同氏に従って「椋菅草屋式間」を「畠地式段」の内に推定した。

この売却には「畠田伍段」を伴っていて、それが「大原一糸里廿二坪」であったところから「畠地」もその付近と考えるのが妥当であろうが、近江国坂田郡大原郷の比定される山東町旧大原村付近は山間の小盆地であり糸里遺構も断片的であってこれ以上は不明とせざるを得ない。(服部昌之「糸里の分布形態について——近江湖北三郡糸里の再検討——」(『史泉』三五・三六合併号、昭和四二年)による)。

藤田元春『増補日本民家史』四一六～四二二頁、昭和十二年。

同一地で同一面積のものを一カ所として数えた。従って22A文書の如き複数の農家の推定される場合も一カ所としている。

石村亮司氏は庶民やその居宅を示す語として「百姓廬舎・百姓書屋・百姓宅」等をあげている(『天武紀の『每家作仏舎』について』(『日本歴史』五八号、昭和二八年による)。又、東大寺開田園に記載されている「百姓」の語も同様に解されてきたように思える。

虎尾俊哉『班田収授法の研究』二八一～二九〇頁、昭和三六年。

『令義解』卷三(新訂増補国史大系)一一〇頁。

『拾芥抄』(『増訂故実叢書』)に「凡一条之内有四坊一坊之内有十六町二十六町之内有四保二町之内有四行二行之内有八門一戸

至長十丈五寸」とある。条坊の一町と糸里一町との差を考慮しても大綱は変わらない。

米倉二郎、前掲②。

米倉説の証明の際には径溝網から宅地割が推定された。しかし例えば旧十里村に關する限り、宅地面積は四行八門といった一町を偶数に割った結果の反映とみるよりは、五筆が配列する半折型地割の反映とみられる可能性の方が大である。すなわち、三三二歩、四一八歩、二二三歩、三二〇歩、三五二歩が一カ坪内西半部に三二七歩、四〇五歩、三六三歩、二六七歩、四三二歩が東半部に配列することになる。

① 『令義解』卷三(新訂増補国史大系)一〇九頁。

② 坂本太郎『大化改新の研究』、昭和十三年。

③ 泉谷康夫、前掲⑤。

④ 戸田芳実、前掲⑥。

⑤ 『令義解』卷三、前掲⑩。

⑥ 渡辺澄夫『増訂畿内庄園の基礎構造 上・下』、昭和四五年。

⑦ 『令義解』卷三、前掲⑩。

⑧ 弥永貞三「律令的土地所有」(『岩波講座日本歴史3(古代3)』所収、昭和三七年)。

⑨ 鏡山猛「奈良期の集落遺跡について」(『史淵』六六、昭和三〇年)。「庄園村落の遺構——筑後瀬高下庄の場合——」(『史淵』八一、昭和三五年)。

⑩ 事例6、6B文書。

⑪ 沢村仁「住居の様相」(『世界考古学大系4(日本Ⅳ)』所収、昭和三六年)。

⑫ 藤島亥治郎『日本の建築』八～二頁、昭和三十三年。

⑬ 藤田元春、前掲④、四一九頁。

⑭ 関野克『日本住宅小史』四〇～四二頁、昭和十七年。

- (115) 藤田元春、前掲⑨、四一七～四一八頁。
- (116) 米倉二郎「庄園図の歴史地理学的考察」(『広島大学文学部紀要』一一、昭和三年)。
- (117) 米倉二郎氏は前掲(116)で「中臣朝臣毛人の家は八条三里の三十坪一町と三十一坪の七段二九六歩、二十八坪の三〇二歩合計一町八反三八八歩を占めたであろう」と述べているが、条里及び坪は九条三里三〇二〇、一一、二八各坪と修正すべきである。誤植と思われる。
- (118) 第43図参照。
- (119) 大井重二郎「大和国添下郡京北班田図について」(『続日本紀研究』六卷一〇、一一号、昭和三年)。
- (120) 岸俊男「班田図と条里制」(『魚澄先生古稀記念国史学論叢』所収、昭和三年)。
- 一・二条と三・四条とは別系統の図と考えられている。
- (121) 大井重二郎、前掲(119)。以下大井氏の解説に従う。
- (122) 写真判読に際しては奈良女子大学武久義彦助教の御教示を得た。
- (123) 宮本教「葛野郡班田図について」(『続日本紀研究』六卷三号、昭和三年)。
- (124) 岸俊男、前掲(120)。
- (125) 虎尾俊哉、前掲⑨、三五九頁。
- (126) 以下同図については宮本教氏、前掲(123)による。
- (127) 宮本教「律令制下村落の耕地形態について——特に口分田形態を中心に——」(『日本歴史』八六号、昭和三〇年)。
- (128) 虎尾俊哉、前掲⑨、三五八～三六七頁。
- (129) 樺原郷の戸主三五人の内、図中にみえる陸水田の合計面積が二反以下の者が一九人にも及び、それが彼らの主力耕地であるとは考え難い。
- (130) 口分田が錯雑した分布を示している事は確かであるが、その理由として、既に指摘されている微地形的条件をさらに重視すべきであろう。
- (131) 東京大学史料編纂所編『大日本古文书東大寺文書之四(東南院文書之四)』、昭和四一年による。
- (132) 奥田真啓、前掲⑨。
- (133) 岸俊男「村落」(『図説日本文化史大系3(奈良時代)』所収、昭和三年)。
- (134) 弥永貞三「奈良時代の貴族と農民——農村を中心として——」二五～一七五頁、昭和四一年。
- (135) 藤則雄「福井市南西郊の東大寺領道守庄旧耕土の花粉学的研究」(『第四紀研究』七卷三号、昭和三年)。
- (136) 影山剛「道守庄遺跡第二次予備調査の概要」(『若越郷土研究』一〇巻一一号、昭和四〇年)。
- (137) 奥田真啓、前掲⑨。
- (138) 『寧楽遺文』中巻七三頁。
- (139) 弥永貞三、前掲(134)、一六六～一六七頁。
- (140) 岸俊男「東大寺領越前庄園の復原と口分田耕営の実態」(『南都仏教』一、昭和二年)。
- (141) 『寧楽遺文』中巻、六九〇～六九五頁。
- (142) 弥永貞三、前掲(134)、一六八～一七〇頁。
- (143) 渡辺久雄、前掲⑨、三四四～三四五頁。
- (144) 水野時二、「条里制の歴史地理学的研究——美濃・尾張・越前を中心として——」第一九九図、昭和四六年。
- (145) 谷岡武雄「平野の開発」二七二～二八七頁、昭和三年。
- (146) 和田一郎「越中の東大寺墾田について」(『高岡市史』上巻所収)の比定研究があるが、研究は緒についたばかりで推定の域を出ない。

- (147) 一志茂樹「平出遺跡とその周辺の歴史的考察」(平出遺跡調査会編『平出』昭和三〇年)。
- (148) 大場磐雄「平出土師式文化の特殊性」、前掲『平出』所収。
- (149) 奈良・平安期の住居跡発掘事例の内、例えば栗原遺跡(栗原—セントポール・グリーン・ハイツ)内遺跡発掘調査報告、昭和三年)及び川越市仙波遺跡(『川越市仙波古代集落発掘報告書』、昭和三年)においても、平出遺跡と同様の村落形態であったと考えられる。
- (150) 門脇領二「上代の地方政治——五十戸一里の制を中心として」(藤原幹編『日本史論集 古代社会と宗教』、昭和二六年)。
- (151) 八木充「奈良時代の村について」(『続日本紀研究』七巻五号、昭和五年)。
- (152) 武藤直「日本古代の村落形態に関する一考察」(『史林』五二巻六号、昭和四四年)。
- (153) 渡辺久雄前掲②、三三八〜三四八頁。
- (154) 島田次郎編『日本中世村落史の研究』第二一五表、昭和四一年。
- (155) 水津一朝、前掲②。
- (156) 小林健太郎、前掲②。
- (157) 渡辺澄夫、前掲②。
- (158) 『平安遺文』六巻、二五三—一三〇号。
- (159) 稲垣泰彦「初期名田の構造——大和国大田犬丸名について——」(稲垣泰彦・永原慶三編『中世の社会と経済』所収、昭和三七年)。
- (160) 天養元年坪付、前掲(156)によれば、荒三町三〇〇歩を含む小東荘の総面積四〇町一五〇歩の内、水田が二〇町一段六〇歩、他は屋敷・畠等であった。
- (161) 谷岡武雄「天龍川下流域における松尾神社領池田荘の歴史地理学的研究」(『史林』四九巻二号、昭和四一年)。
- (162) 水野時二「尾張の歴史地理」中編、四七〜七六頁、昭和三六年。
- (163) 『平安遺文』六巻二五一—七号。
- (164) 『平安遺文』六巻二五六—九号。
- (165) 高重進「条里制下の耕地——島地の存在形態の変遷とその意義——」(『広島大学文学部紀要』二二、昭和三年)。
- (166) 鼻菴羅寺周辺の地割方向は正南北方向に近く、多度郡における阡線がN30°Wと傾斜した条里プランとは異質である。改めて復原研究を  
する必要がある。
- (167) 渡辺澄夫、前掲(106)、二〇二〜二二五頁。
- (168) 小林健太郎、前掲②。
- (169) 水津一朝、前掲②。
- (170) 渡辺澄夫、前掲(106)、二〇六〜二〇七頁。
- (171) 小林健太郎、前掲②。
- (172) 『平安遺文』九巻四六三—四六四〇号。
- (173) 本来、雑役・免系庄園は浮免であり、興福寺雑役免田島の場合も、示された坪内に少なくとも記載された面積の田島が存在した事を示す  
にとどまる。又、「公田島」中には原則として屋敷は存在しなかつた  
と考えられる。
- (174) 天平十年八月十五日付粟飯検定啓に標本庄の名がみえる(『大日本古文字書』二、一〇〇頁)。
- (175) 泉谷康夫、前掲②。
- (176) 阿部猛、前掲②。
- (177) 『平安遺文』五巻二二七—四号。
- (178) 『平安遺文』五巻二四〇—九号。
- (179) 『平安遺文』七巻三〇九—七号。
- (180) 京大影写本東大寺文書五二、一—一三—二六。

- (180) 『平安遺文』五卷二三七四号。
- (181) 東大寺統要録寺領章『統々群書類從第十一(宗教部)』三二二頁。
- (182) 泉谷康夫、前掲②。
- (183) 『平安遺文』五卷二三七四号、五卷五里六・七坪、六卷五里一・十五坪は各一町、六卷三里二三坪は畠三反。
- (184) 源昭と源照、乙六丸と乙六を同一人と考えた。
- (185) 泉谷康夫(前掲②)は、保延三年検田帳と保延五年検田帳との間に、全面的な世代交代が想定される程の時間的経過がないにもかかわらず、六名しか名前が一致しない事について、記載様式の相違にその原因を求めている。後者の場合、直接耕作者が請作者として扱えられていた事を示すとす。
- (186) 例えば「則任五反下司名」(『平安遺文』三〇九七号)の如く記載されている。
- (187) 保延三年の検田帳には五条五里一坪の記載はない。従って、保延五年検田帳に記載する五条五里一坪は同条里六坪の誤記の可能性もある。しかし、文字としては一と六は間違え難いように思われるし、前述の如く五条五里一坪には以前に家地が存在した事は確実である。しかも、その家地に付属した便宜要門田であった五条四里三十六坪が櫛庄に組み込まれている事から、無理に文書の記載を誤記とみなす必要はないであろう。文書の記載のままに考察を進める。勿論、もしそれが誤記であったとしても推論の主旨を左右する事はない。
- (188) 泉谷氏(前掲②)のいう地縁的结合の不充分な櫛本庄民とは、平安後期における集村化の途上にあつた(疎塊村と周辺の孤立荘宅等)櫛庄の居住者であり、下司・郷司等の肩書きのない人々が郷を代表するのは鎌倉末である。その頃迄にはさらに集村化が進展し、コンパクトな集村が出現している可能性が高い。
- (189) 渡辺澄夫、前掲(106)八一〜一〇八頁。
- (190) 島田次郎、前掲②。
- (191) 東京大学影写本による。フィルムを貸与された橘女子大学脇田晴子助教に深謝致します。
- (192) 渡辺・島田両氏は「嶋田糸里」を城下郡と記しつつ、城上郡二十条一里に図示している。しかし、興福寺難役免出雲庄がみえるのは後者であり、それに従った。
- (193) 秋山日出雄、前掲②。
- (194) 服部昌之「郡の成立過程」(『人文地理』一〇巻一号、昭和三十三年)。
- (195) 佃内の島は除いた。佃の所在は第37図参照。
- (196) 三十三坪の名田島中に荒堤三段を含み、筥笠北部の大池の堤付近に相当するが、詳細は後考に待ちたい。
- (197) 『平安遺文』九卷四六三九・四六四〇号。
- (198) 内務省編『特選神名牒』九六頁、大正一四年。
- (199) 『新選姓氏録』左京神別下(佐伯有清「新選姓氏録の研究本文篇」三二二〜三三三頁、昭和三七年)による。
- (200) 橿原市史編集委員会編『橿原市史』七八七〜七八八頁、昭和三七年。
- (201) 『特選神名牒』前掲(198)、一〇〇頁。
- (202) 天理市史編集委員会編『天理市史』六二二〜六二三頁、昭和三三年。
- (203) 秋山日出雄、前掲②。
- (204) 服部昌之、前掲(194)。
- (205) 例えば、城上郡十五〜十七条が各々一里一〜六坪を除いて始まっていることも、中ツ道の存在を考慮する時、むしろ自然である。尚、渡辺澄夫氏(前掲(106)、一一一頁)は、前述の秋山・服部説を一里だけ西に移した図を掲げているが、それでは矛盾点がすべて解決されたことにならない。

- (205) 『特選神名牒』前掲(198)八三頁。  
 (206) 『特選神名牒』前掲(198)八五頁。  
 (207) 全くの想像に過ぎないが、小祓と祓堂とに地名の類似が考えられな事もなご。  
 (208) 注(172)参照。  
 (209) 散村・集村・疎塊村のもつ性格については、例えば次の論文が詳しく。  
 石原潤「集落形態と村落共同体——特に讃岐の事例を中心に——」『人文地理』一七卷一号、昭和四〇年)。  
 浮田典良「北西ドイツ農村の歴史地理学的研究」、昭和四五年。  
 (210) 特に環濠集落について、従来、中世村落の防御的性格にその成因を求めるのが支配的なように思える。  
 (211) 戸田芳実、前掲⑦。  
 (212) 吉田晶、前掲⑧。  
 (213) 原島礼「八世紀の稲作に関する二・三の問題」『歴史評論』一四八、昭和三七年)。  
 (214) 高重進「古代中世の耕地に関する三つの問題」『人文地理』一四卷五号、昭和三七年)。  
 (215) 拙稿、前掲⑥。  
 (216) 八賀晋「古代における水田開発——その土壌的環境——」『日本史研究』九六、昭和四三年)。  
 (217) 八賀晋、前掲(216)。  
 (218) 小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」『講座日本史2(封建社会の成立)』所収、昭和四五年)。  
 (219) 河音能平「二毛作の起源について」『日本史研究』七七、昭和四〇年)。同氏は二毛作が、下層農民によって、安定耕地の部分にまづ行なわれ始めたと推定している。

- (220) 『平安遺文』一卷二五七号。  
 (221) 『平安遺文』五卷三三七四号。  
 (222) 東大寺統要録寺領章。前掲(181)。  
 (223) 松岡久人「郷司の成立について」『歴史学研究』二二五、昭和三十三年)。  
 (224) 坂本實三「太田文からみた郡郷、別名制についてⅠ・Ⅱ・Ⅲ」『滋賀大学文学部紀要人文科学・社会科学・教育科学』一四・一五・一六・一七、昭和三九・四〇・四一・四二年)。  
 (225) 服部昌之「令制郡崩壊過程の地域的考察」『人文地理』二二卷三号、昭和四四年)。  
 (226) 高重進「太田庄における古代村落の崩壊——特に村落の形態・規模とその変遷のもつ意義について——」『広島大学文学部紀要』一七、昭和三五年)。  
 (227) 水津一朗、前掲⑥、一五頁。  
 (228) 『平安遺文』九卷四六三九・四六四〇号。  
 「中郷」を「那珂郷」と同一のものとして解した。又、「世野九条十四里卅二半卅三七反」との記載があり、世野は郷名を示す可能性もあるが「郷」の文字がないので一応除外した。しかし、飽波、額田各東西郷については別に明示した文書があるので採用した。(五卷一八六九号、一九〇五号等)。  
 (229) 『平安遺文』四卷一三三四号、五卷一九三二号、二二五四号、六卷一八三三号、七卷三四四一、一〇卷補五一号等。  
 (230) 『倭名類聚抄』卷六 池部禰氏(和名類聚抄郷名考証)、一四三三～一四五頁、昭和四一年)。よれば、伝本による相違はない。  
 (231) 池辺禰、前掲(230)、一三二頁。  
 (232) 足利建亮「大和盆地に分布する小字「クラノマチ(ツボ)」の考察——我が平安時代における郡郷等の正倉院追究の一試論——」(『史

林』四五卷一号、昭和三七年。「古代の郡郷等における正倉院追求試論・第二報——近江国の場合——」（『人文』一二、昭和四一年）。

(233) 但し、令制郡類似名称（服部皇之、前掲(225)）、すなわち郡名を冠した郷名は除いた。

(234) 『平安遺文』九卷四六三九・四六四〇号。

(235) 興福寺雑役免池田庄と一乘院領池田庄がストリートに連続する

ものか否かは保留しても、現地における池田庄そのものがルーズな構造のものからコンパクトな構造のものへと変化した事は認めてよいであらう。

(236) 尚、本稿の主旨は、集村の存在の可能性そのものを否定する訳ではない事を念の為付言しておきたい。

（京都大学大学院学生・

French Silk Industry and the World Market  
in the Nineteenth Century

by

H. Hattori

To illustrate some of the features of the French industrial revolution an attempt must be made to describe the development of silk industry which was *par excellence* the traditional and export trade in this country. In this case there can be no doubt that this industry was influenced by the conditions of international trade of the time, so I tried to ascertain statistically how much and whence the raw materials were imported and whither the silk manufactures exported.

The foreign silk industry was important for the French because of its competition overseas and in this context a glimpse was also cast to the conditions of trade with these countries and to how the French proved triumphant in the international trade and then lost its day before the onslaught of other countries.

The Settlement Type in Japan for  
Five Centuries before 1200

by

A. Kinda

In describing to the Japanese villages before and after the Ritsuryo regime one has been satisfied with the studies on the origins of the villages without any reference to the vicissitude of their landscape. The village landscape was also transformed in this long span of time.

In this paper I aimed to reconstruct the ancient villages with their surroundings as far as possible picking up such inhabitancies as their landscape elements. The result will throw some light, I hope a modificatory light, on the real village conditions during Nara and Heian periods of our history.